

本庄市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

本 庄 市

ごあいさつ

近年、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、都市部における多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子どもを取り巻く環境は厳しくなっており、同時に、子育てへの負担や不安、孤立感が高まっています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことが難しくなっており、全国的な少子化の流れに歯止めがかからない状況です。

本市におきましても、平成 17 年に次世代育成支援法に基づく行動計画を策定し、これまで計画的に子育てしやすいまちづくりの施策を推進してまいりましたが、施策の効果が人口の定住や増加に直接結びつかない状況が続いています。

これらの課題の解決に向けて、今般、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、本市の新たな少子化・子育て支援対策の柱となる、本庄市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な宝です。少子化は、地域を含め社会全体に悪影響をもたらすということを認識したうえで、危機感を持って早急に現状の改善に取り組む必要があります。また、若い世代が安心して子育てをできるようにするには、地域社会の関わり合いや支援が不可欠であり、地域社会・地域住民の皆様と行政との協働による子育て支援の社会づくりが重要です。

本市では、これからも多くの市民の皆様に子育てに多種・多様な関わりを持っていただき、「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指していく中で、この事業計画を軸に、若い世代の希望が叶う、子育てしやすいまちづくりを推進してまいりますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました本庄市子ども・子育て会議の皆様には、1 年以上にわたり貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、事前に実施いたしましたニーズ調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

本庄市長 **吉田信解**



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	3
2	計画の性格と役割	4
3	計画の整合性	5
4	計画の期間	5
5	計画の対象	6
6	計画の策定体制	6
7	基本理念	7
8	基本的視点	8
9	基本方針	9
10	計画の構成	10

第2章 本庄市の現状

1	人口	13
2	世帯数の推移	16
3	人口動態の推移	17
4	婚姻、離婚件数の推移	18
5	未婚率の推移	19
6	出生数の推移	20
7	男女の就労状況	21
8	乳幼児健康診査受診率の推移	22
9	子育て関連施設の状況	23
10	児童虐待・いじめ等の状況	23

第3章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

1	教育・保育提供の考え方	27
2	人口推計	35

第4章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

- 1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容及び
実施時期 39
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容及
び実施時期 44
- 3 基本方針に基づく取り組み 60

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進に向けて 79
- 2 役割分担と連携強化 79
- 3 計画の進捗・管理 81

参考資料

- 1 策定体制 85
- 2 策定経過 89
- 3 関係法令 91

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所では、現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「本庄市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもをとりまく環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法^{※1}」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すとしています。この実現のため、本市においても「本庄市次世代育成支援行動計画」にかわり、子ども・子育て支援サービスのニーズ量の見込みを把握し、それに対する確保方策等をきめ細かく計画するとともに、市民や地域、教育・保育従事者、企業、市が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明確にするために「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の性格と役割

(1) 計画の法的根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本庄市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、本庄市総合振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

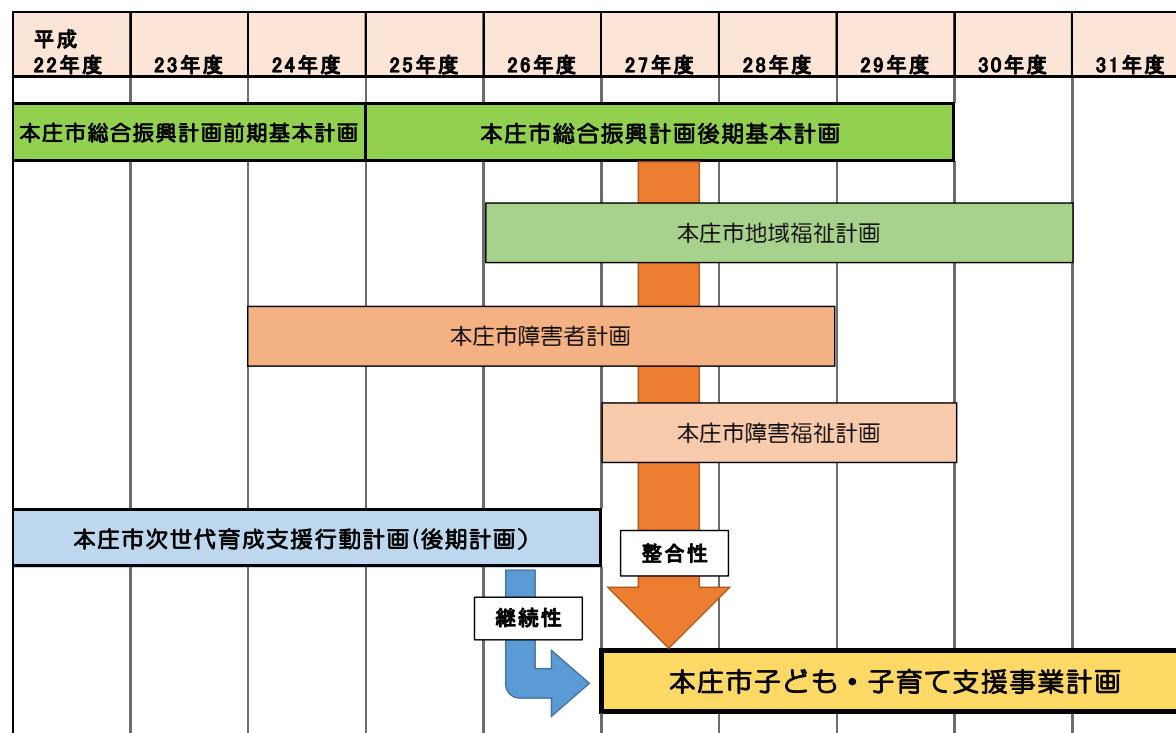
本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、継続性を持たせたうえで、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとします。

3 計画の整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき県の「(仮称)埼玉県子育て応援行動計画」及び市の「本庄市総合振興計画※¹後期基本計画」、「本庄市地域福祉計画※²」、「本庄市障害者計画※³」、「本庄市障害福祉計画※⁴」との整合性を図りながら策定したものです。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成27年度から平成31年度までを一期とした5年間の計画を策定することとします。



※1 本庄市総合振興計画：市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成される計画。

※2 本庄市地域福祉計画：子どもから高齢者、障害の有無、国籍に関わらず、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた指針となる計画。

※3 本庄市障害者計画：障害のある人もない人も共に暮らせる共生の地域社会を目指して、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象にした今後の障害者施策を内容とした計画。

※4 本庄市障害福祉計画：障害福祉サービス等の今後の利用見込み量等を内容とした計画。

5 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。
また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもを指します。

6 計画の策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画は、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を伺い策定しました。

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成25年10月11日～10月31日

■調査方法 幼稚園・保育園・小学校・子育て支援センターを通して配布、回収。一部郵送による回収。

■発送数及び回収数

対 象 者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,300 件	951 件	73.2%
小学校児童のいる家庭	1,200 件	995 件	82.9%
合 計	2,500 件	1,946 件	77.8%

7 基本理念

安心して子どもを生み育てることができる支援体制づくり

～ 子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市 ～

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立って、子どもの発育と成長が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び基準のものとすることが必要です。

子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会、市が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる体制を築くことです。

さらに、保護者が育児に自信をもって子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うことにより「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指します。

8 基本的視点

■計画推進において重視すべき視点

(1) 安心して生み育てられる環境づくり

次代を引き継ぐ世代を育てることの重要性を認識し、子どもをもちたいと願う人が増えることは望ましいことです。

そこで、結婚する・しない、子どもをもつ・もたないは、個人の生き方や価値観に深く関わる問題であり、個人の自由な選択に委ねられるべきものであることに留意しつつ、様々な社会的、経済的、または心理的な制約のために子どもをもてないという状況の改善を目指します。また、子育て家庭の理想のまちとして選ばれ、子育てをする家族がずっと住み続けたいくなるように、男性の子育て参加推進をはじめ、子育てに関する不安や負担感が軽減され、子育ての楽しさを感じられるような、安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 若い世代の自立支援

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など、社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。

このような中、大人として自立することが困難な青少年も多く、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもをもつことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりを目指します。

(3) 地域の子育て参加

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステム作りに取り組んでおり、地域ぐるみでの子育てをさらに推進します。

9 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉、保健分野のほかに、子どもと子育て家庭にかかわる全ての分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

（1）地域における子育ての支援

- ① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※1}の実現にむけた環境づくりの推進
- ③ 子育て支援のネットワークの充実

（2）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の支援体制の充実
- ③ 障害児施策の充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

（3）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育^{※2}」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療支援の充実

（4）豊かな心を育む教育環境の整備

- ① 親の学習推進
- ② 児童の健全育成
- ③ 子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

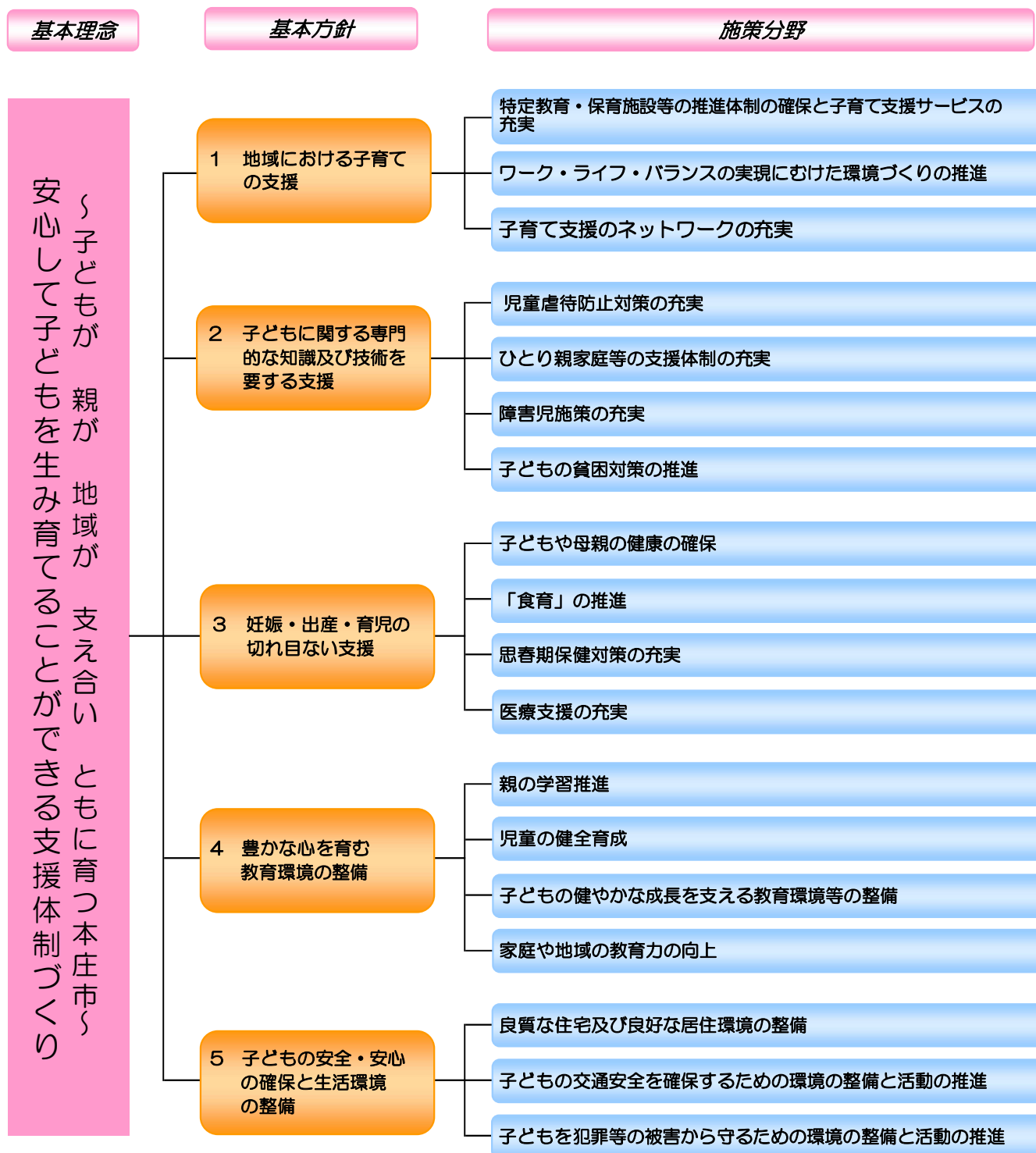
（5）子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- ② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

※1 ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指すもの。

※2 食育：「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

10 計画の構成



第 2 章

本庄市の現状

第2章 本庄市の現状

1 人口

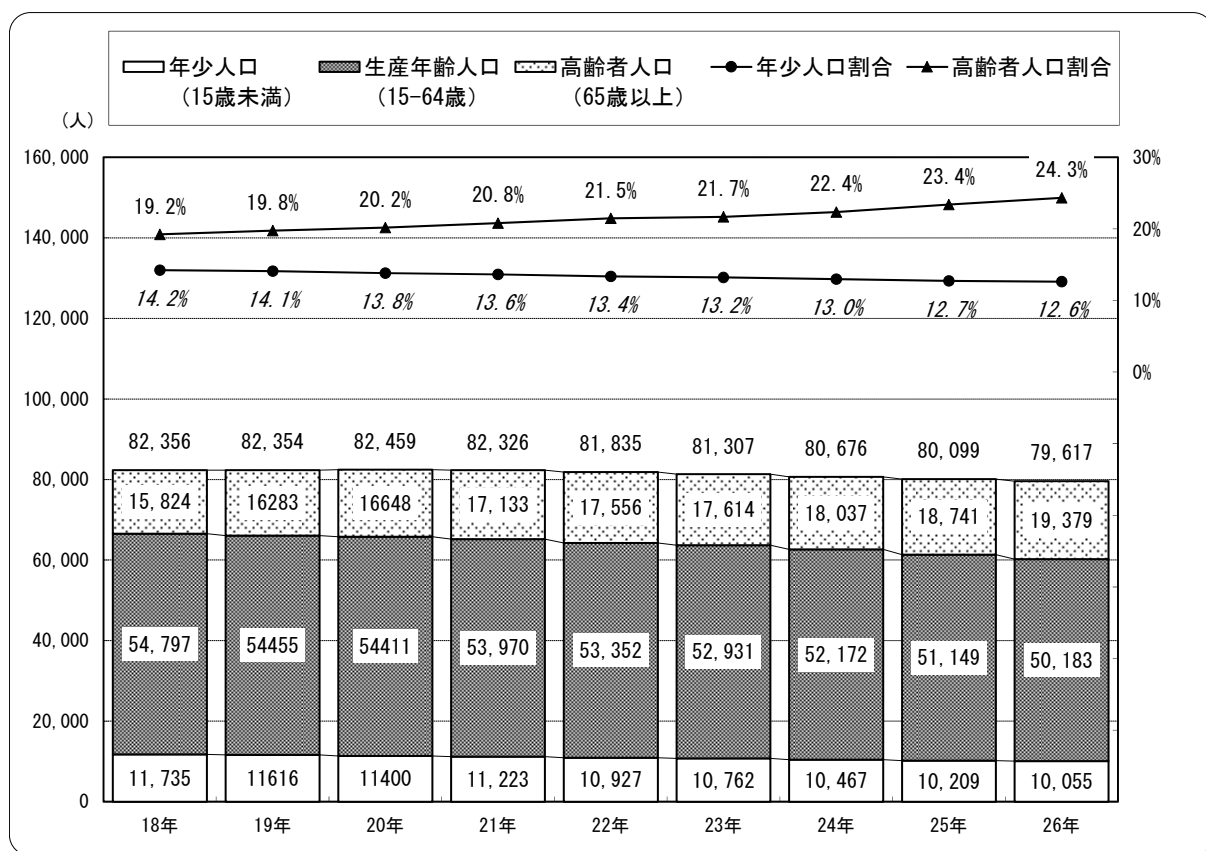
(1) 年齢3区分別人口の推移

平成26年4月1日現在の総人口は79,617人となっています。

平成18年以降の総人口は、減少傾向で推移しており、平成18年から26年まで減少数を平均すると毎年約340人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は年少人口と生産年齢人口※1は減少傾向で、高齢者人口は増加傾向で推移しています。年齢3区分別の18年から26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約210人、生産年齢人口が約510人の減少で、高齢者人口が約450人の増加となっており、少子化、高齢化の進行が急激に進行しています。

■人口推移と年少人口・高齢者割合の推移



資料：市民課(各年4月1日現在)

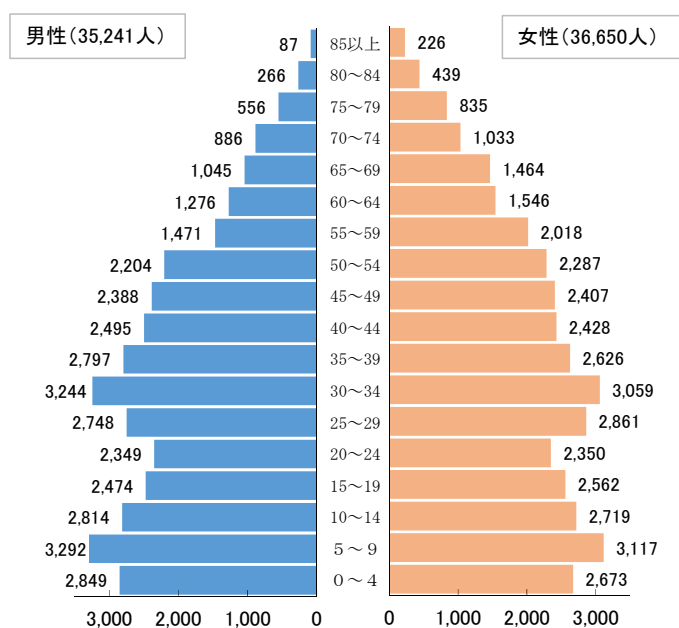
※1 生産年齢人口：労働力の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

(2) 人口構成

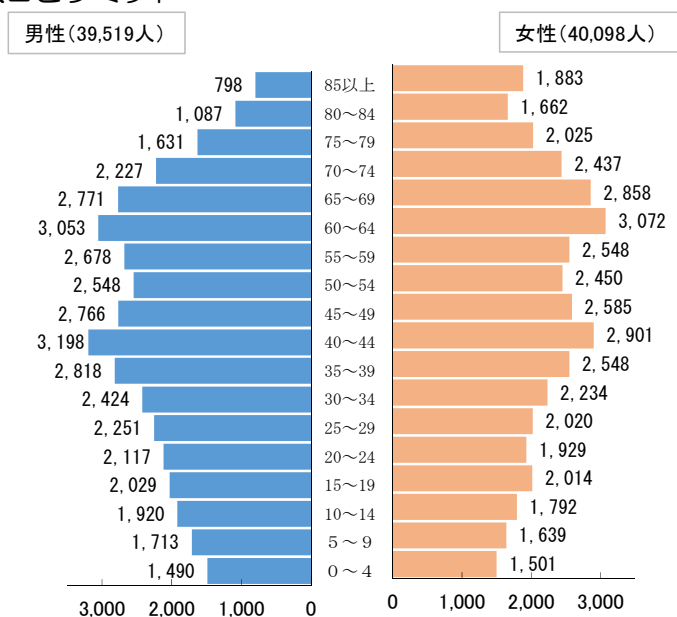
5 歳ごとの年齢階級別人口構成について昭和 54 年と平成 26 年を比較すると、昭和 54 年は子どもの割合が多く、高齢者の割合が少ない「釣り鐘型」を形成しており、今後人口が増加する構造となっています。

一方、平成 26 年は子どもの人口が少なく、高齢者の割合が多い「つぼ型」を形成しており、人口が今後減少する構造となっています。

■昭和 54 年の人口ピラミッド



■平成 26 年の人口ピラミッド

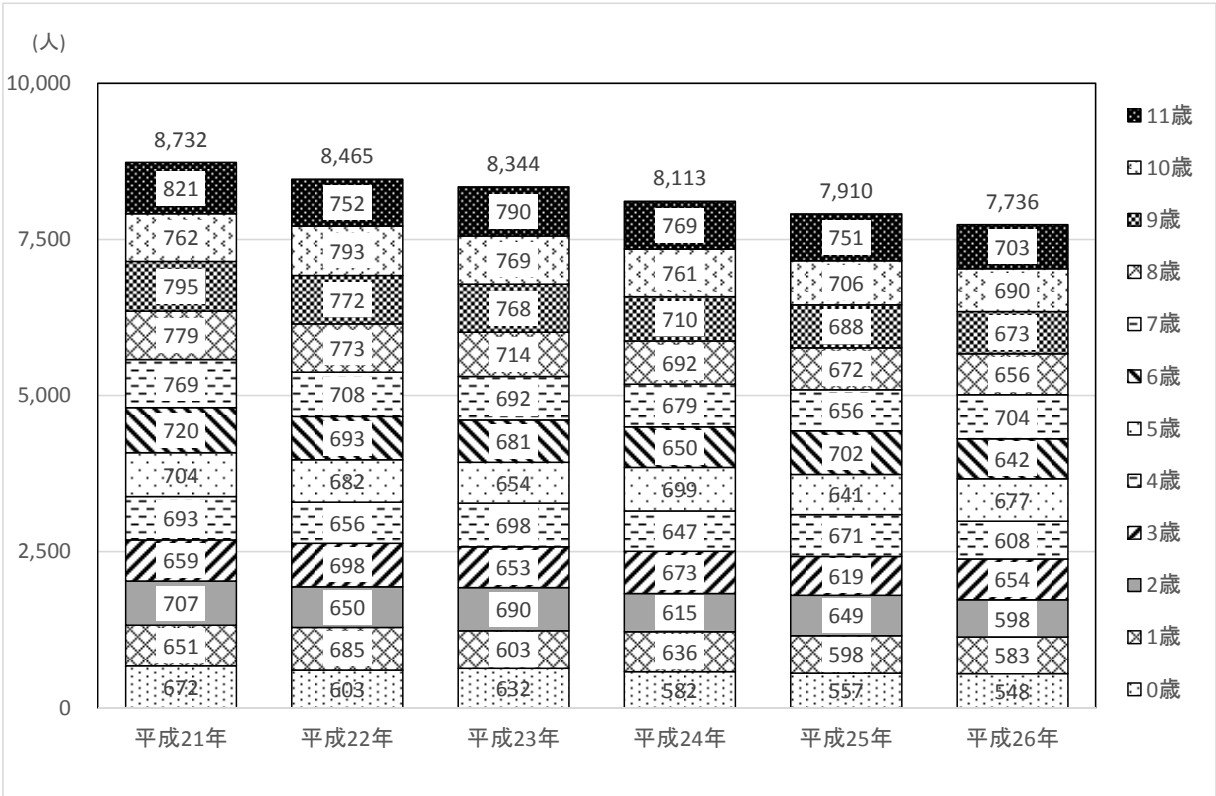


資料：市民課(各年 4 月 1 日現在)

(3) 児童数の推移

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は毎年減少しています。平成26年は7,736人と平成21年と比較して約1,000人減少しており、毎年約200人の減少となっています。

■ 11歳以下の児童数の推移



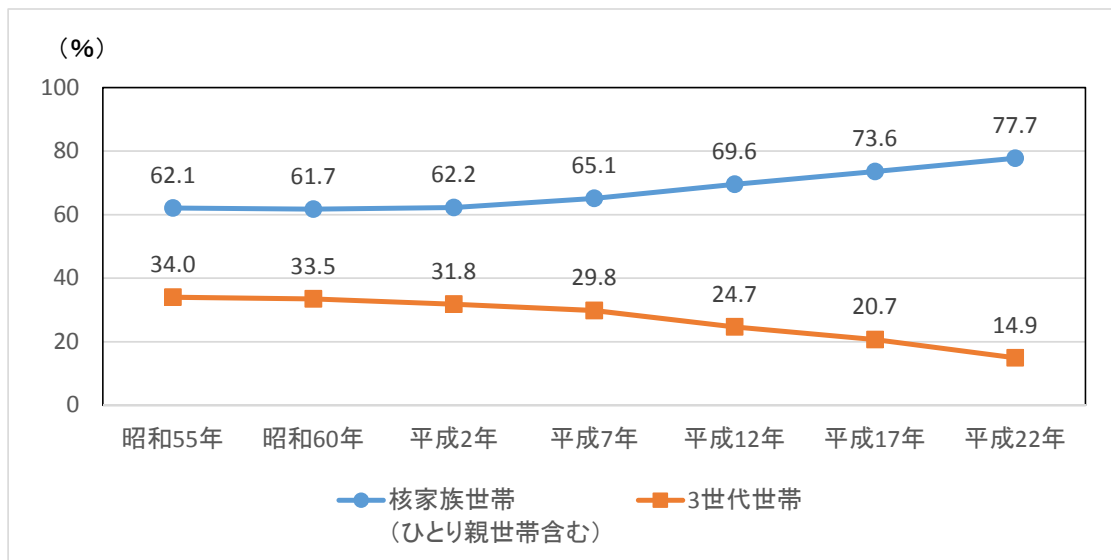
資料：市民課(各年4月1日現在)

2 世帯数の推移

18 歳未満の子どもがいる世帯の中で、核家族世帯（ひとり親世帯含む）の割合は、増加傾向で推移し、平成 22 年では 77.7%を占めていますが、3 世代世帯は減少傾向で推移しています。

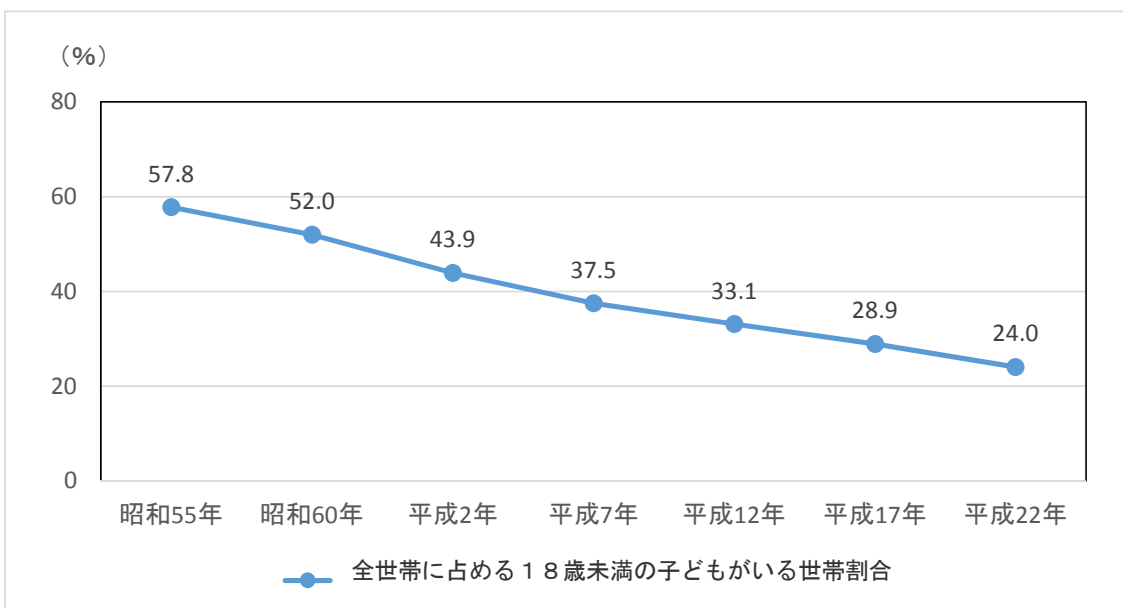
また、全世帯に占める 18 歳未満の子どもがいる世帯の割合は、減少傾向で推移し、平成 22 年には 24.0%となっており、4 世帯に 1 世帯以下になっています。

■18 歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

■全世帯に占める 18 歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



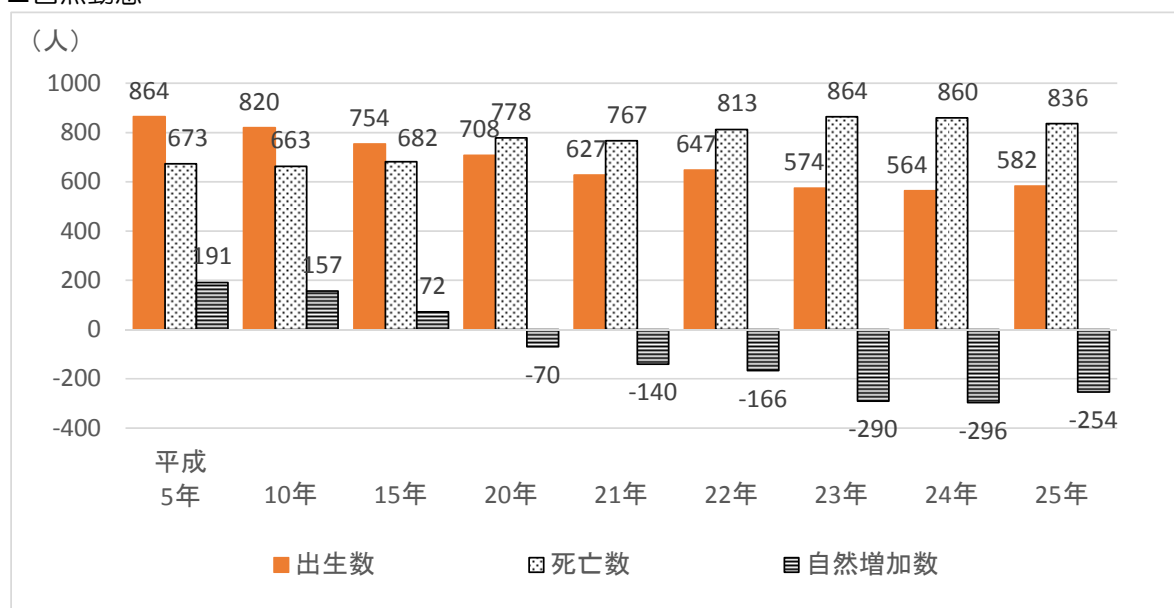
資料：国勢調査

3 人口動態の推移

出生数から死亡数を減算することによる人口の自然動態を見ると、平成20年に死亡数が出生数を上回り、20年以降の自然増加数はマイナスで推移しています。

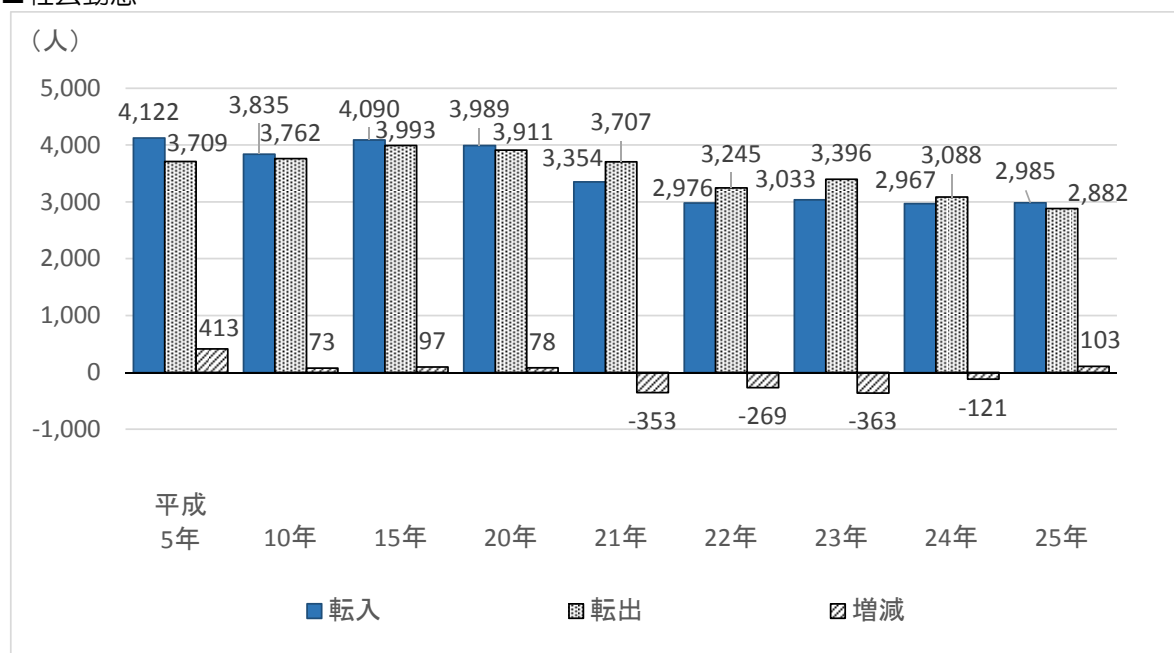
転入数から転出数を減算することによる人口の社会動態では、21年から転入数を転出数が上回り、マイナスで推移していましたが平成25年は逆転し、プラスに転じています。

■自然動態



資料：市民課

■社会動態



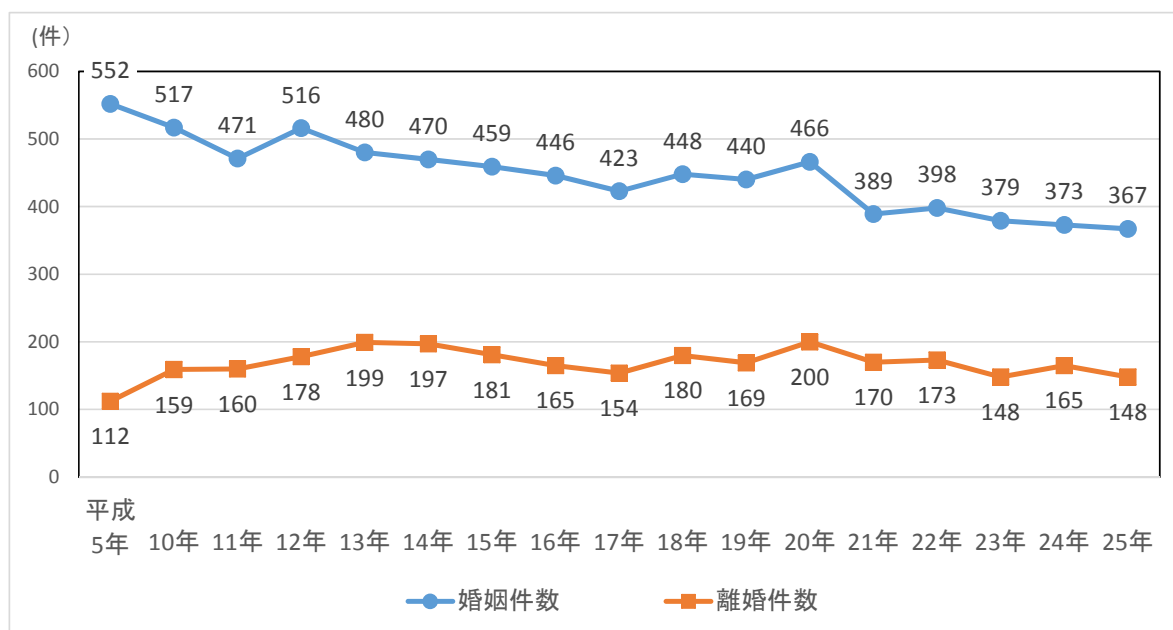
資料：市民課

4 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は減少傾向で推移しており、平成 25 年は 367 件と平成 5 年以降で最も少ない件数となっています。

離婚件数は毎年 100 件を超えていて、平成 20 年の 200 件をピークに 21 年以降は横ばい傾向で推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移

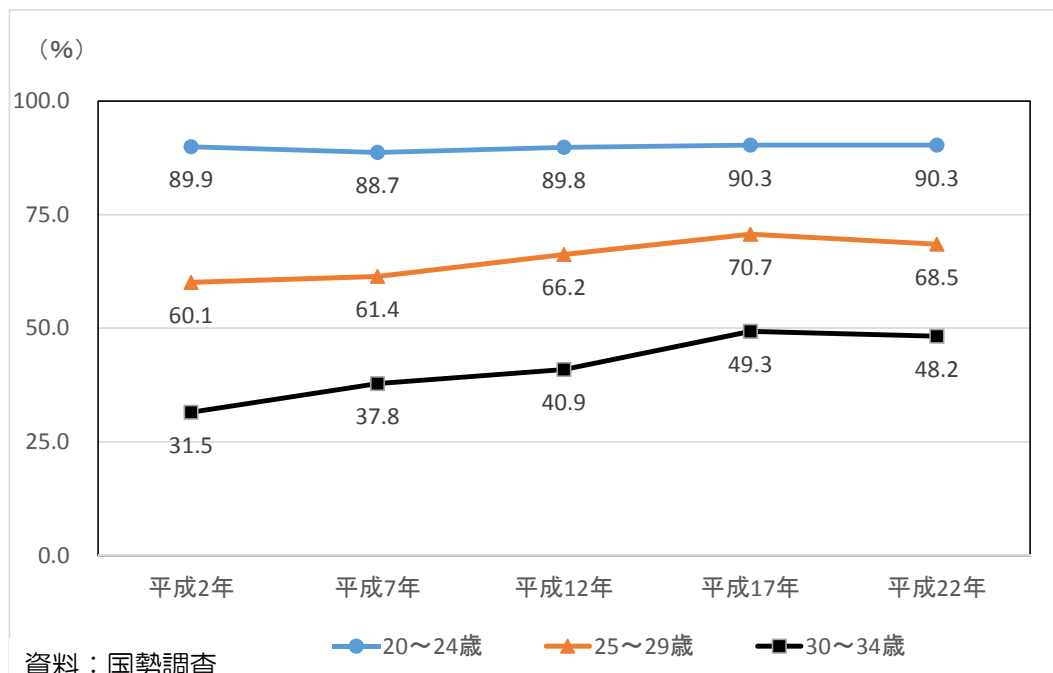


資料：市民課

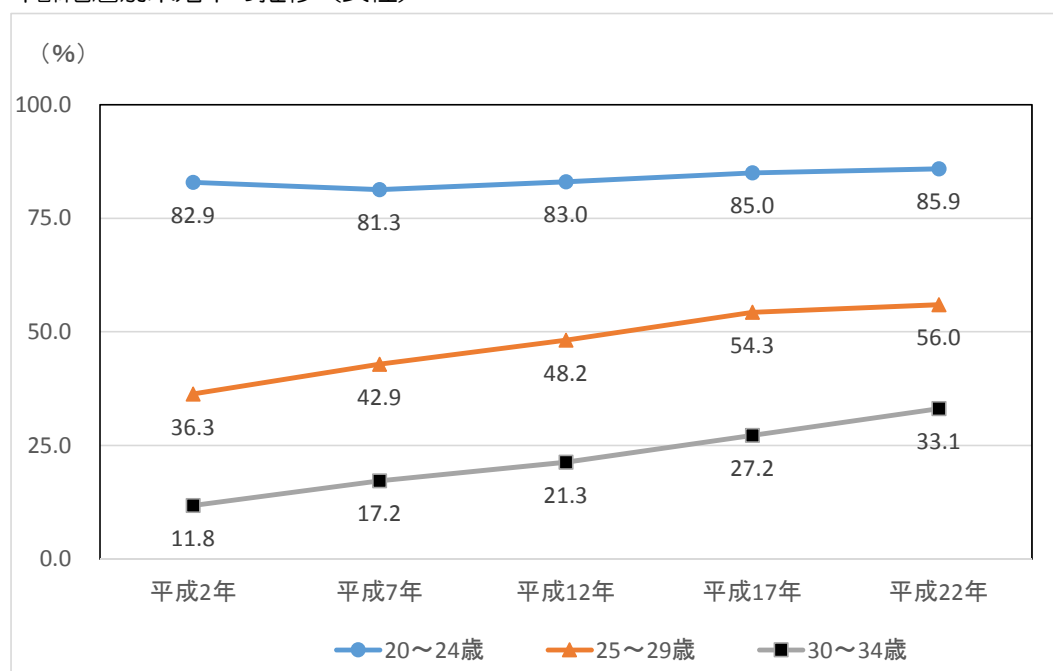
5 未婚率の推移

未婚率の状況を見ると、各年齢層とも増加傾向で推移しています。男性では、20～24歳が90%台で推移し、特に高くなっています。女性では各年齢層とも増加傾向となっておりますが、特に25～29歳、30～34歳の未婚率の数値が右肩上がりであるのが顕著にあらわれています。また、未婚率を男性と比較すると低いものの非婚化、晩婚化が進行しています。

■年齢階層別未婚率の推移（男性）



■年齢階層別未婚率の推移（女性）



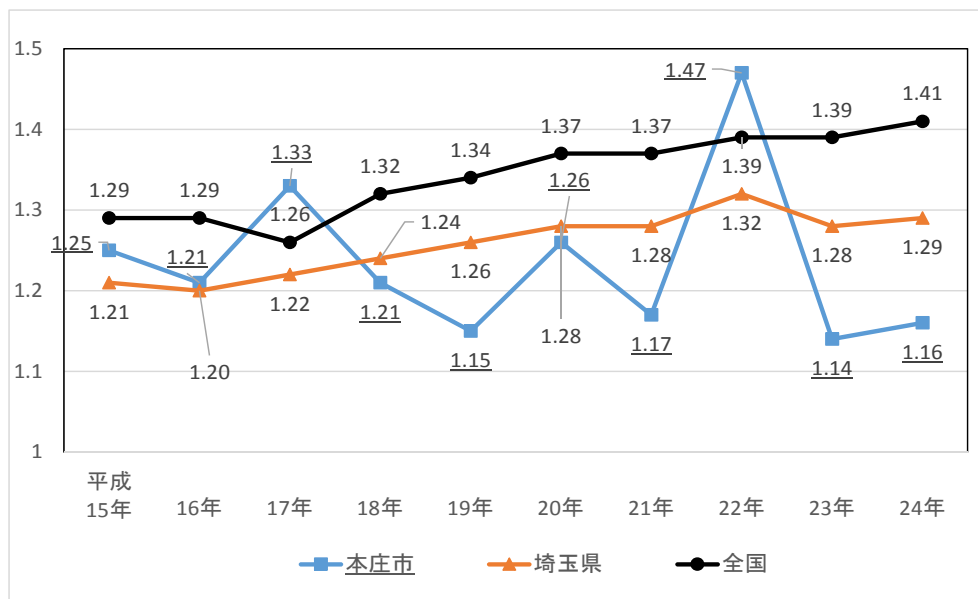
6 出生数の推移

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数です。

国や県は緩やかに増加傾向で推移していますが、本庄市は増加と減少を繰り返す状況です。
とはいえ、全国と比べると低い数値といえます。

■合計特殊出生率の推移



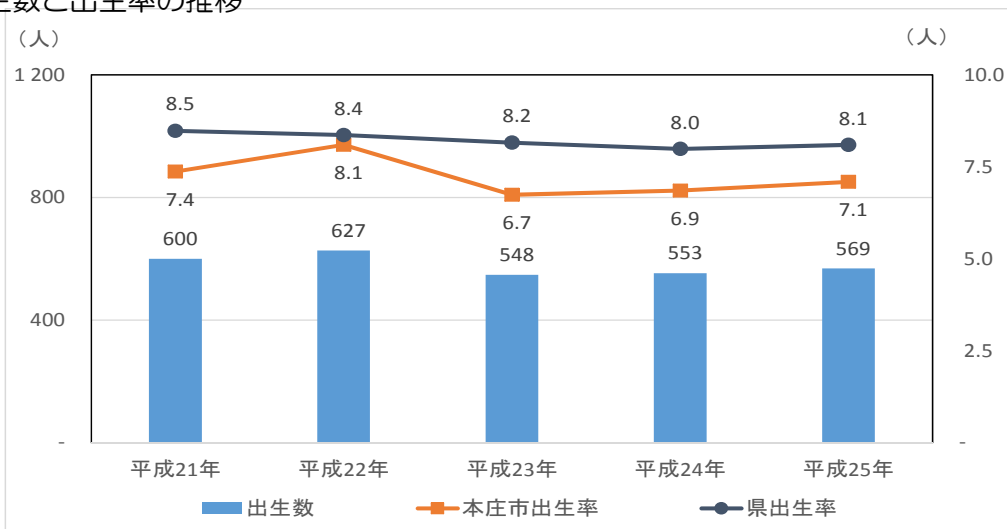
資料：健康推進課

(2) 出生数と出生率の推移

出生率は人口 1000 人当たりの年間の出生児数の割合です。

出生数は横ばいで推移しており、出生率は県平均を 1 人程度下回り推移しています。

■出生数と出生率の推移



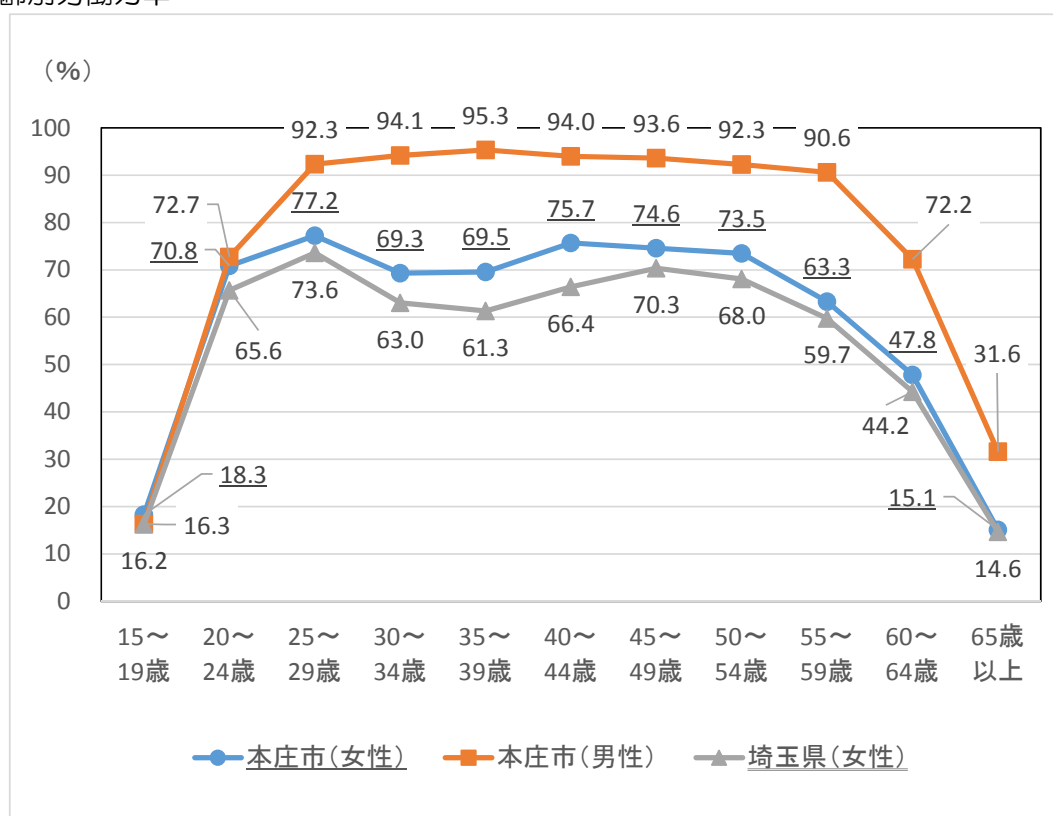
資料：市民課

7 男女の就労状況

我が国の女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる M 字型曲線※¹を描くことが知られています。

本市でも、女性の労働力率※²をみると 20 歳代後半から落ち込んでおり、M 字型曲線を形作っていますが、県平均と比較すると、各年齢層ともに上回り、M 字型曲線は浅いものになっています。

■年齢別労働力率



資料：平成 22 年国勢調査

※1 M字型曲線：日本人女性の年齢別の労働力率をグラフで表すと、20歳代でピークに達し、その後30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られる。

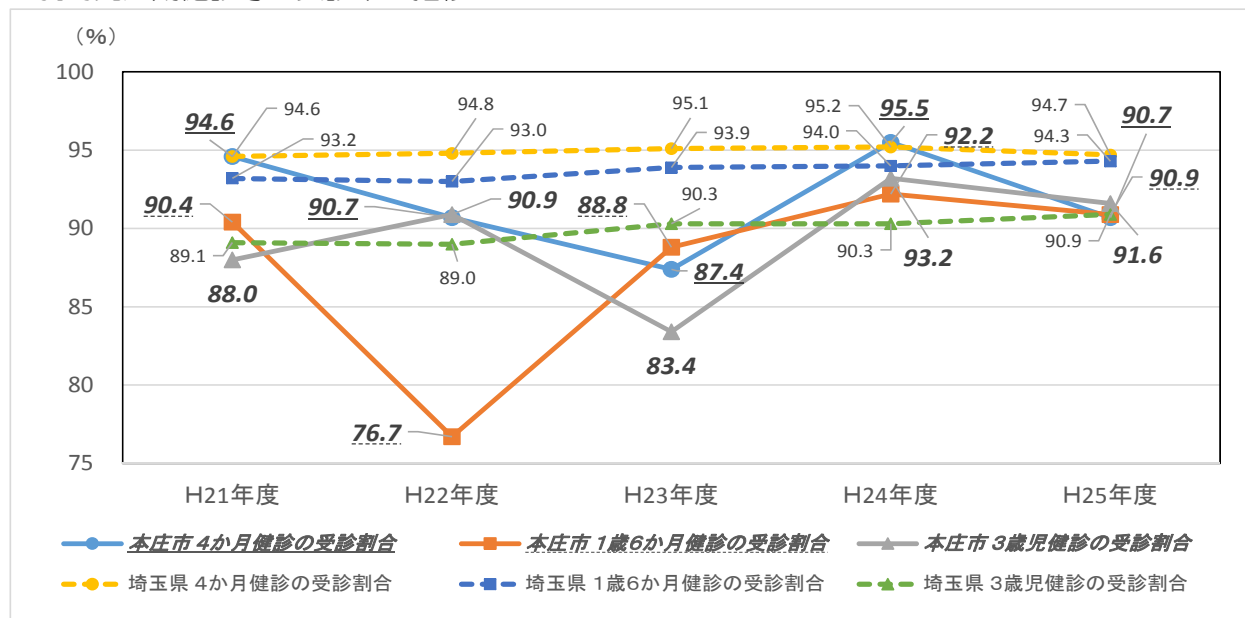
※2 労働力率：15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合。

8 乳幼児健康診査受診率の推移

「4 か月健診」、「1 歳 6 か月健診」、「3 歳児健診」の受診率は、ほぼ 80%以上となっていますが、県平均と比較すると低い数値となっています。

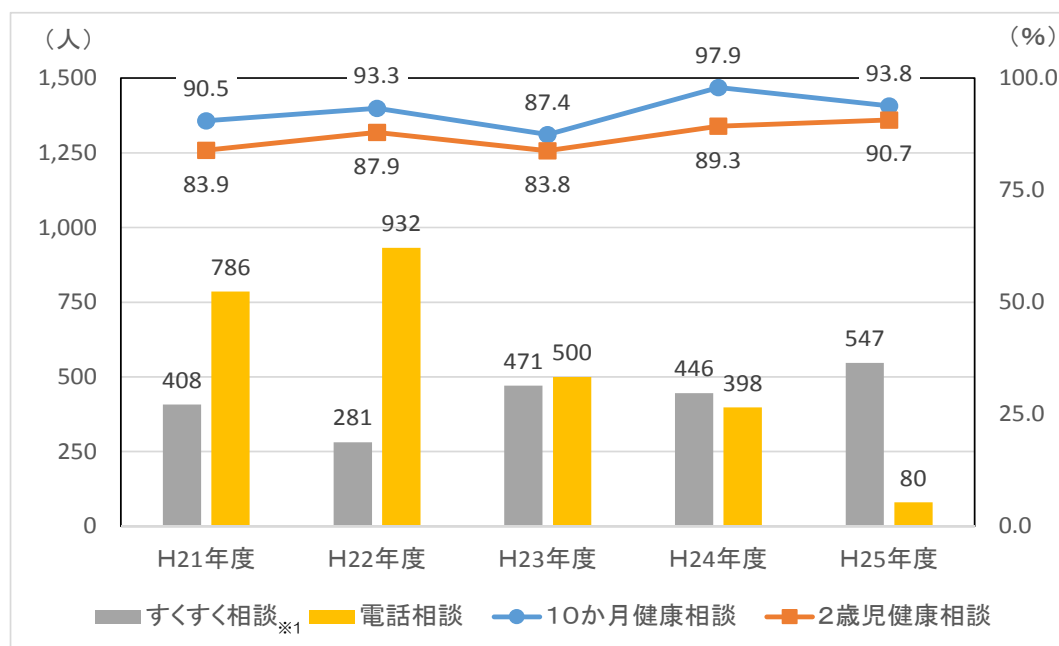
また、「10 か月健康相談」、「2 歳児健康相談」の相談件数は 80%以上となっています。

■乳幼児定期健診等の受診率の推移



資料：健康推進課

■各種相談の推移



資料：健康推進課

※1 すくすく相談：身体計測や発達・栄養・育児上の悩み等の相談を行う事業。

9 子育て関連施設の状況

市内の子育て関連施設は以下のとおりです。

■子育て関連施設一覧

平成26年4月現在

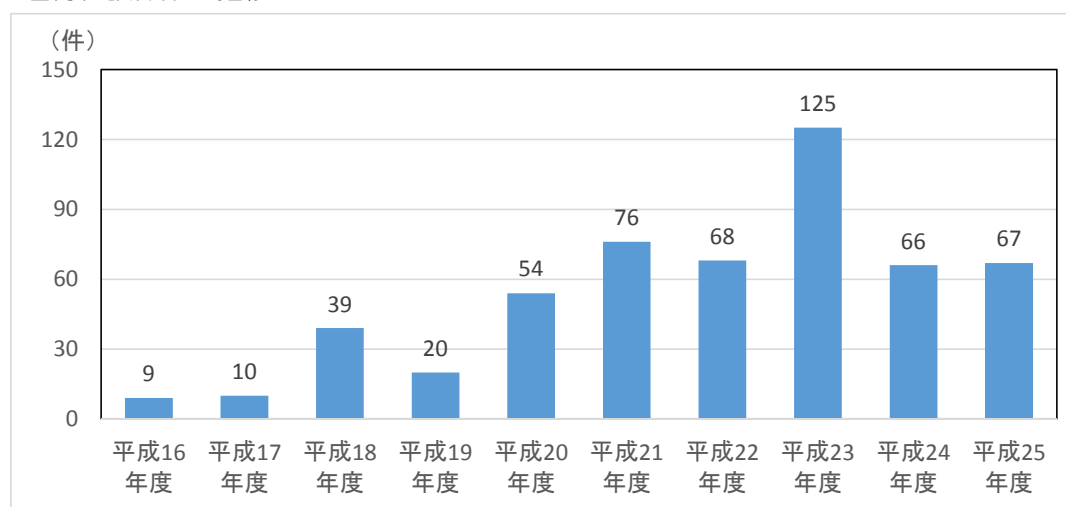
No.	施設	箇所数
1	子育て支援センター	5
2	保育園(公立4・私立17)	21
3	幼稚園	8
4	小学校	13(休校中1)
5	中学校	4
6	児童センター	2
7	学童保育所(公設公営4・民設民営15)	19
8	図書館	2

10 児童虐待・いじめ等の状況

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、悲惨な事件が報道されたり、制度改正や広報の強化などにより、児童虐待という社会問題に関心が高まったと思われる平成23年度に増加しましたが、平成24、25年度は60件台で推移しています。

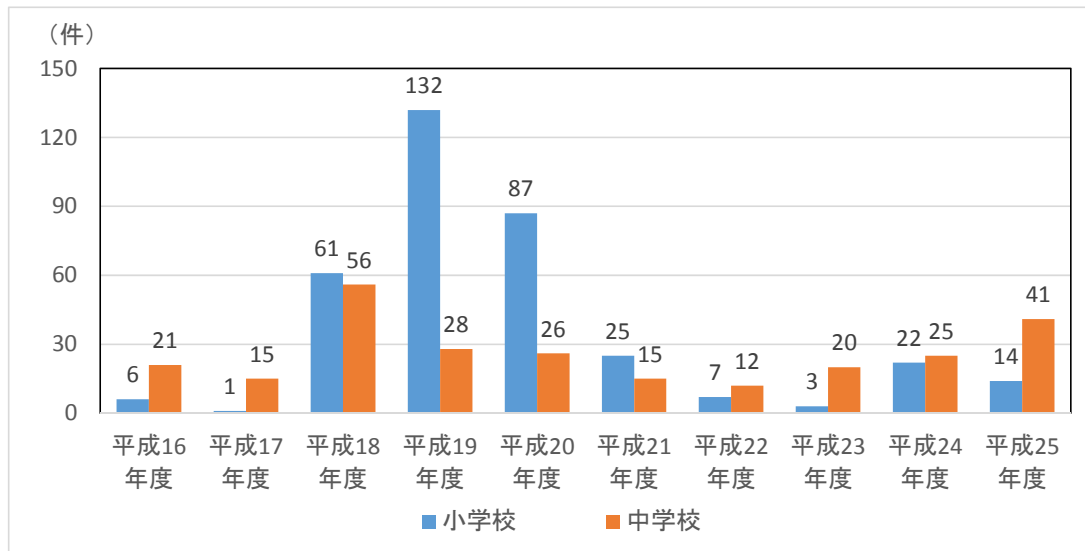
また、いじめ認知件数は、小学校は平成19年度、中学校は平成18年度をピークに減少傾向で推移していましたが、近年は増加傾向で推移しています。不登校児童生徒数は、小学生は減少傾向となっていますが、中学生は平成23年度以降増加傾向で推移しています。

■児童虐待相談件数の推移



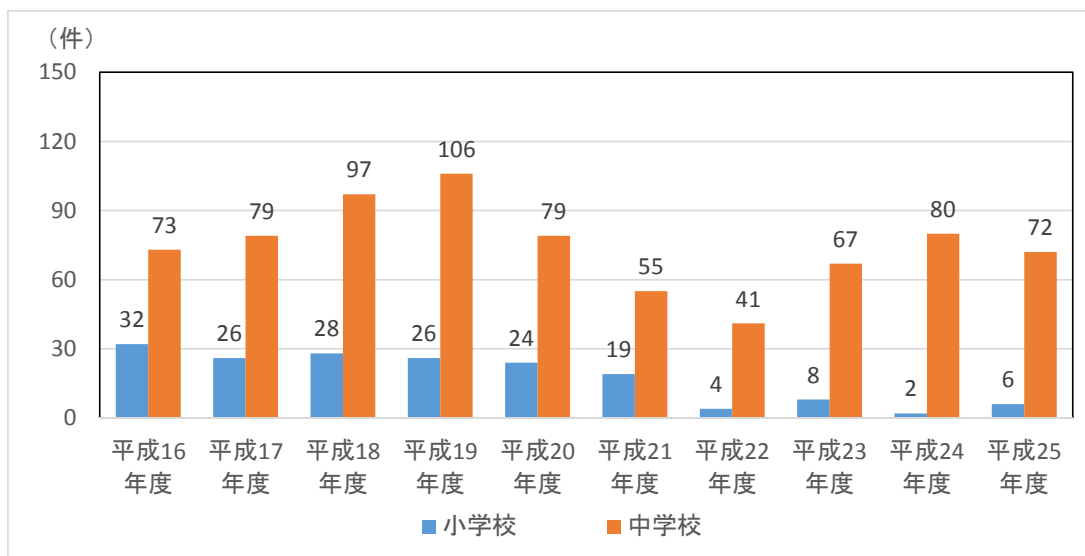
資料：子育て支援課

■いじめ認知件数の推移



資料：学校教育課

■不登校児童生徒数件数の推移



資料：学校教育課

第 3 章

教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

第3章

教育・保育提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育提供区域の考え方

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育の区域設定です。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■目的および区域の設定の考え方

	項 目	内 容
1	目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
2	設定の考え方	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
3	国が示している区域イメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて設定

(2) 本市が定める教育・保育提供区域

本庄市は、教育・保育の区域設定を、本庄駅や児玉駅を中心に市街地が形成されていることや本庄早稲田駅周辺地域において新たな拠点地域が形成されていること、また、東西に延びる鉄道（JR 高崎線）で分割した生活圏などの地域特性を考慮し、市全域を3区域に設定します。

※この提供区域は、サービスの提供体制の確保内容等を定める単位であり、区域を超えての利用を制限するものではありません。

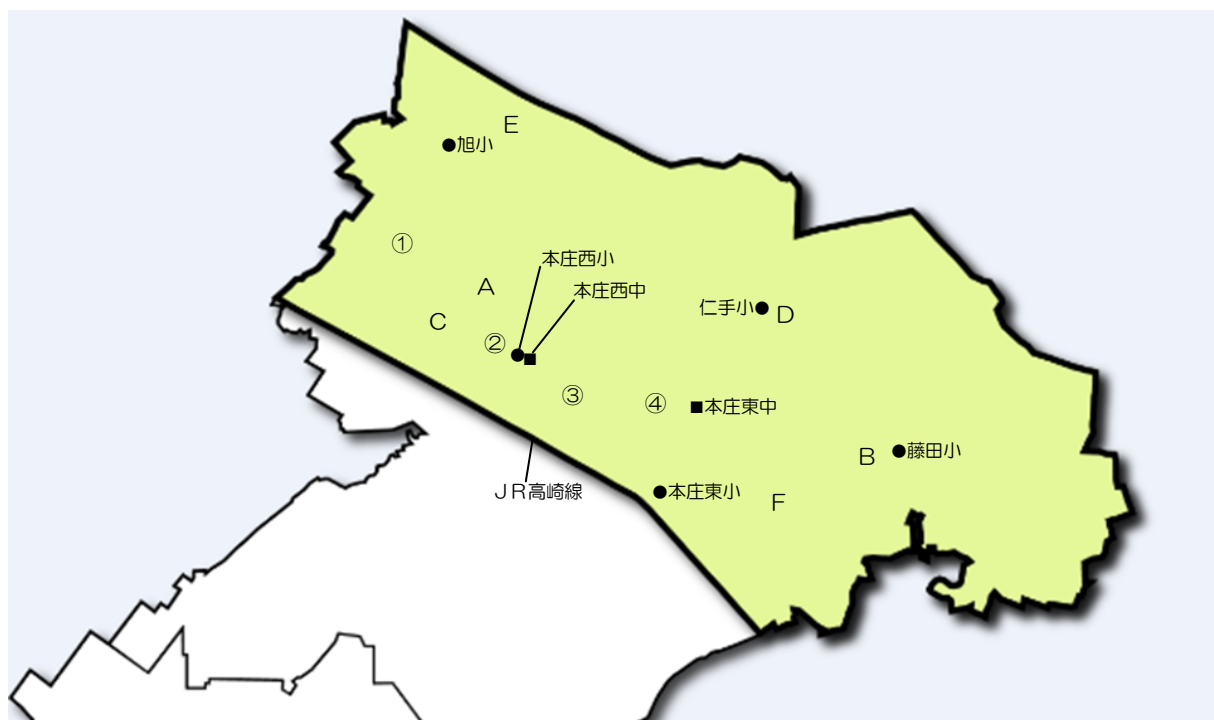
教育・保育提供の3区域



(3) 区域別幼稚園・保育園（平成26年4月現在）

①本庄地域（高崎線以北）

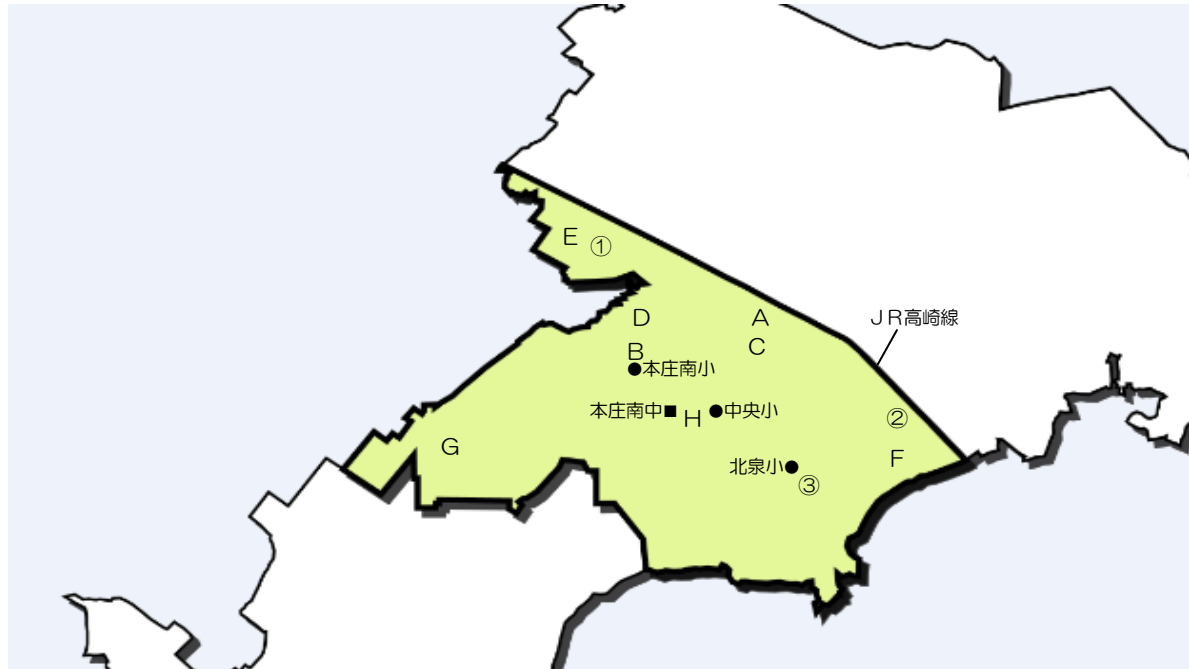
幼稚園が4園、保育園が6園となっています。



本庄地域（高崎線以北）			
幼稚園		保育園	
①	本庄旭幼稚園	A	いずみ保育所
②	本庄幼稚園	B	藤田保育所
③	本庄西幼稚園	C	本庄保育園
④	本庄東幼稚園	D	若草保育園
		E	日の出保育園
		F	みどり保育園

②本庄地域（高崎線以南）

幼稚園が3園、保育園が8園となっています。



本庄地域（高崎線以南）			
幼稚園		保育園	
①	本庄青葉幼稚園	A	旭保育園
②	本庄すみれ幼稚園	B	こざくら保育園
③	若泉幼稚園	C	梅花保育園
		D	聖徳本庄保育園
		E	小島南保育園
		F	北泉保育園
		G	たんぽぽ保育園
		H	ほほえみ子どもの国保育園

③児玉地域

幼稚園が1園、保育園が7園となっています。

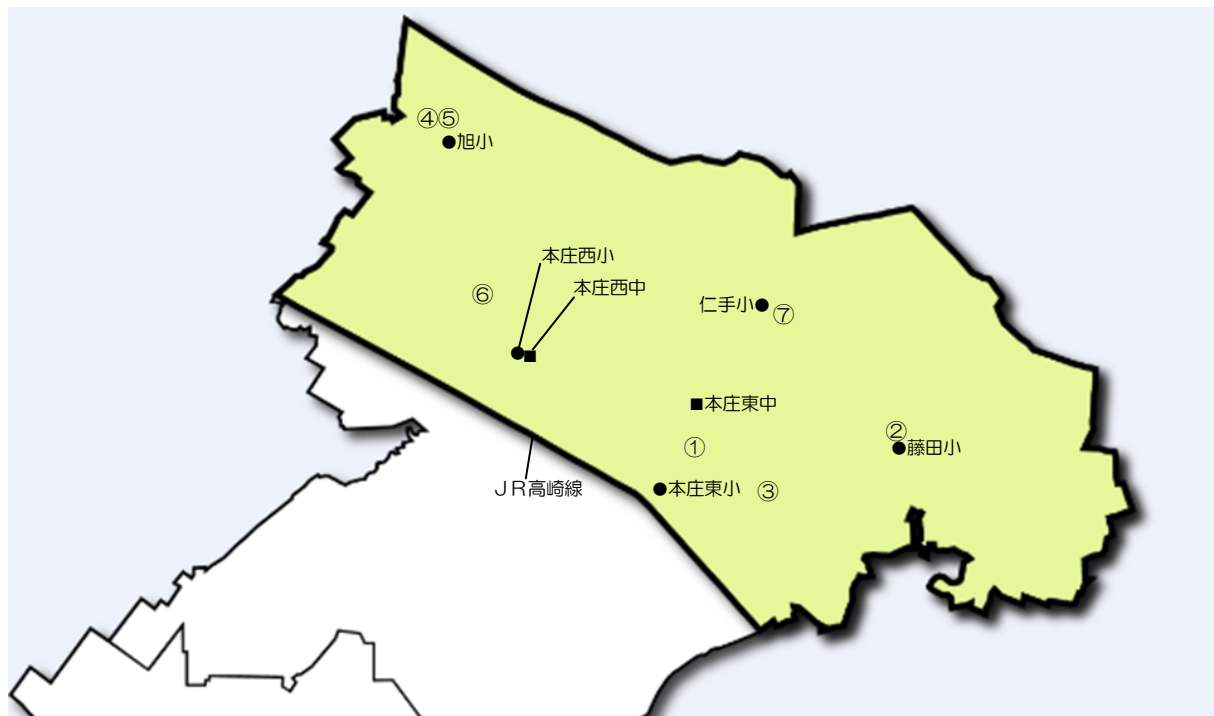


児玉地域			
幼稚園		保育園	
①	児玉桜井幼稚園	A	久美塚保育所
		B	金屋保育所
		C	秋平さくら保育園
		D	児玉保育園
		E	西光保育園
		F	西光第二保育園
		G	共和梅花保育園

(4) 区域別放課後児童クラブ（平成26年4月現在）

①本庄地域（高崎線以北）

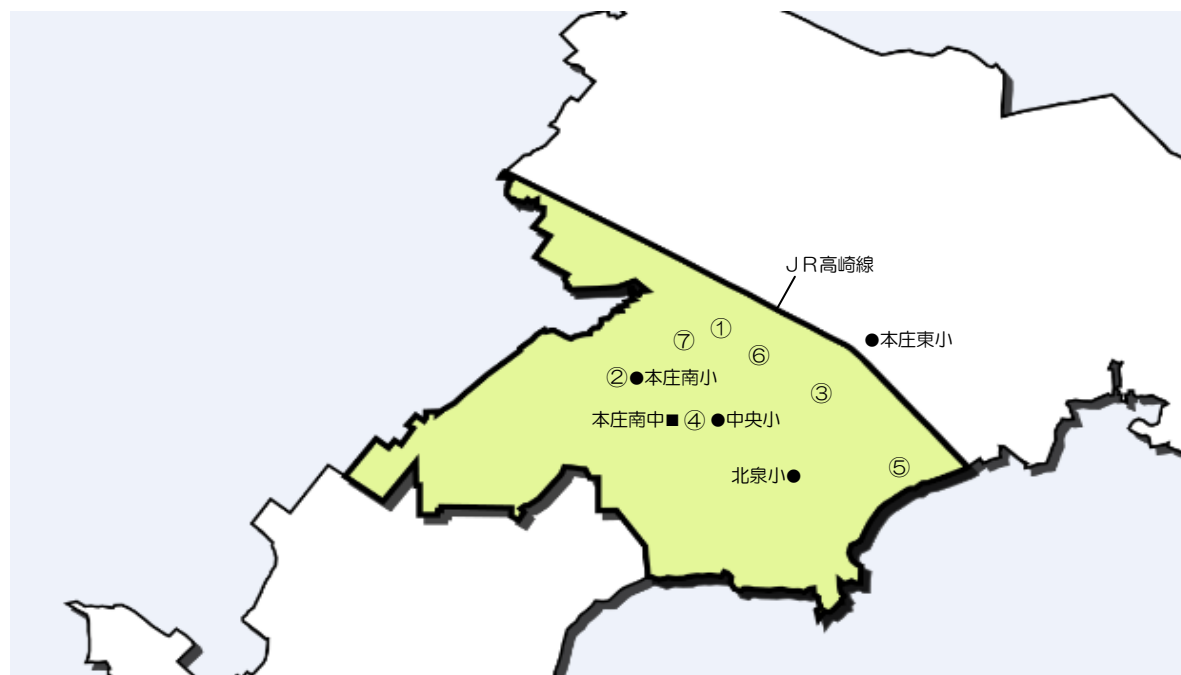
放課後児童クラブは、本庄東小学校区に2クラブ、本庄西小学校区に1クラブ、藤田小学校区に1クラブ、仁手小学校区に1クラブ、旭小学校区に2クラブの計7クラブとなっています。



本庄地域（高崎線以北）	
放課後児童クラブ	
①	日の出学童保育室
②	藤田学童保育室
③	寿学童保育室
④	ちびっ子ステーション1号館
⑤	ちびっ子ステーション2号館
⑥	学童保育所みらい
⑦	学童保育所わかくさ

②本庄地域（高崎線以南）

放課後児童クラブは、北泉小学校区に1クラブ、本庄南小学校区に2クラブ、中央小学校区に3クラブ、本庄東小学校区に1クラブの計7クラブとなっています。



本庄地域（高崎線以南）	
放課後児童クラブ	
①	前原学童保育室
②	童夢館竹の子
③	いずみクラブ
④	ほほえみキッズクラブ
⑤	恵アフタースクール
⑥	キッズスペース Baika
⑦	じいじとばあばの宝物 本庄のおうち

③児玉地域

放課後児童クラブは、児玉小学校区に2クラブ、金屋小学校区に1クラブ、秋平小学校区に1クラブ、共和小学校区に1クラブの計5クラブとなっています。



児玉地域	
放課後児童クラブ	
①	つくしんぼ学童保育クラブ
②	ひまわり学童保育クラブ
③	きらきら学童保育クラブ
④	あおぞら学童保育クラブ
⑤	むさし学童保育クラブ

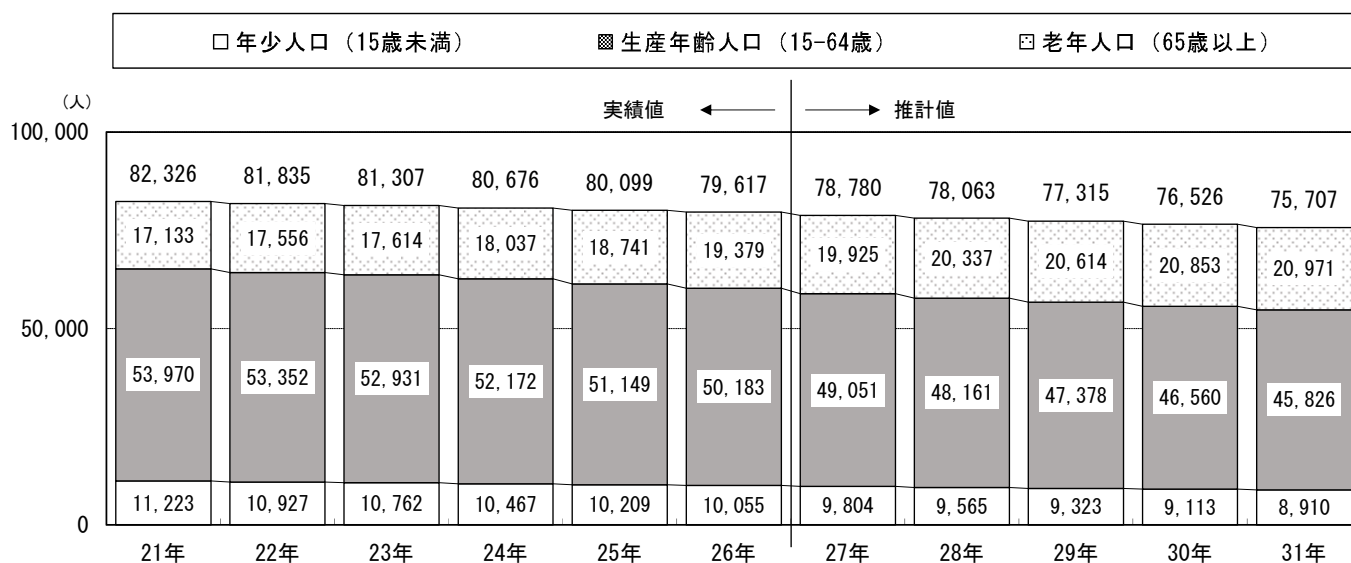
2 人口推計

(1) 人口推計

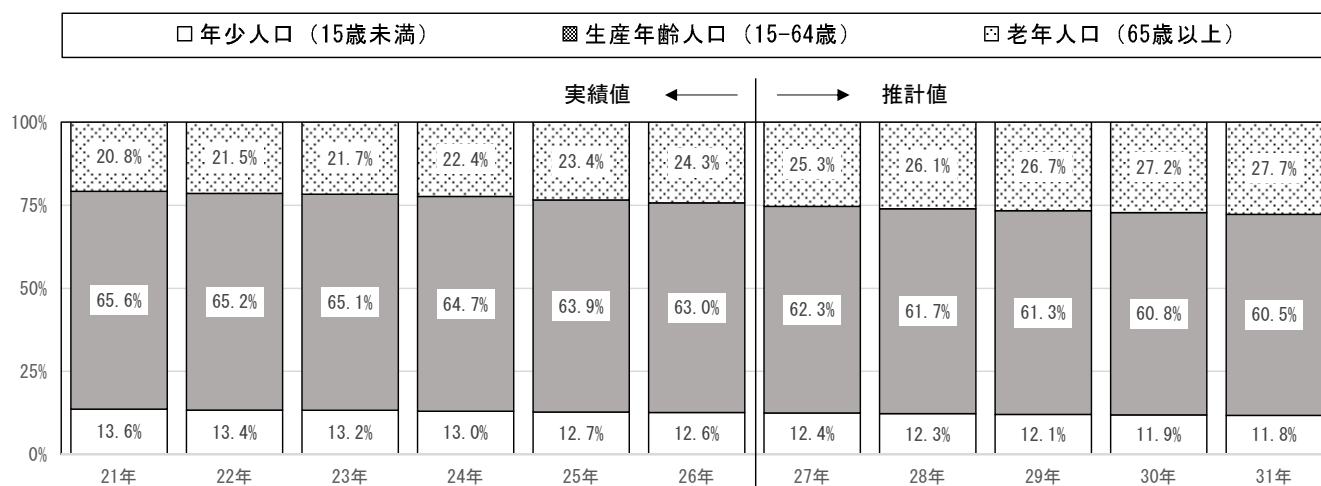
平成21年から平成26年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行いました。その結果、総人口は平成31年には75,707人となると推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、15歳未満の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.8%と見込まれます。

■人口3区分別の推移



■年齢3区分人口比の推移

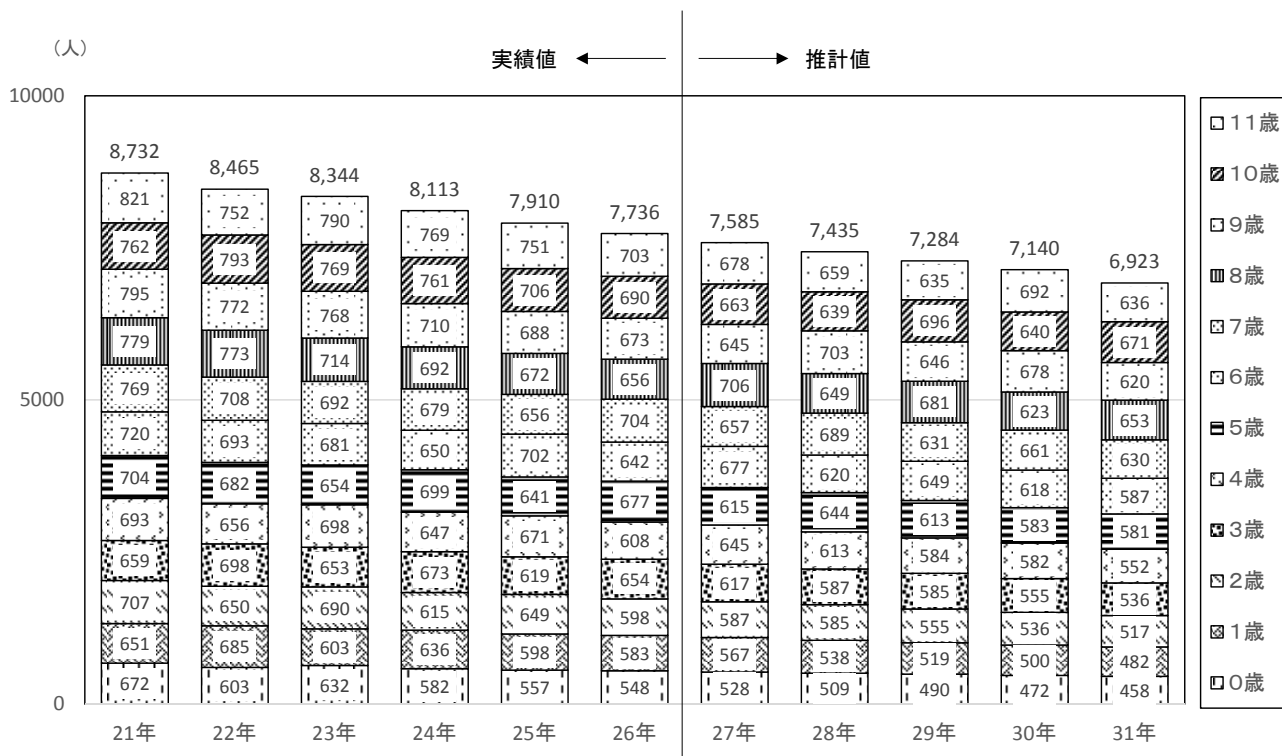


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率※1による推計値

※1 コーホート変化率法：同じ年（期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数は、平成31年には6,923人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに813人程度児童が減少すると推計しています。



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）

平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

第4章

////
今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

第4章

今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容及び実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区 分	年 齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭 等
2号認定	満3歳～就学前	幼稚園（就労している）	幼稚園と保育所を併願する 共働き家庭等特例
	満3歳～就学前	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	共働き家庭 等

■事業一覧

事 業	対象事業
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外	その他の認可外施設、事業所内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度施行以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
必要利用定員総数（人）		31	30	30	30	30
確保 の 内容	認定こども園・保育所	42	42	42	42	42
	地域型保育事業	1	1	1	1	1
	認可外保育施設	6	6	6	6	6

本庄地域（高崎線以南）		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
必要利用定員総数（人）		84	82	78	77	74
確保 の 内容	認定こども園・保育所	84	84	84	84	84
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

児玉地域		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
必要利用定員総数（人）		43	42	40	38	42
確保 の 内容	認定こども園・保育所	40	40	43	43	43
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	3	3	3	3	3

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		168	170	170	170	170
確保の内容	認定こども園・保育所	153	157	157	157	157
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	認可外保育施設	7	7	7	7	7

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		218	218	218	218	215
確保の内容	認定こども園・保育所	206	206	206	206	206
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	12	12	12	12	12

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		148	145	139	135	127
確保の内容	認定こども園・保育所	136	138	142	142	142
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	12	12	12	12	12

③ 満3歳～就学前児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所において、必要な満3歳～就学前児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		277	357	250	353	240	346
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	0	385	0	381	0	381
	確認を受けない幼稚園	485		485		485	
		H30 年度		H31 年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		234	343	206	314		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	0	381	0	381		
	確認を受けない幼稚園	485		485			

本庄地域（高崎線以南）		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		345	335	320	309	307	304
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	120	476	120	476	120	476
	確認を受けない幼稚園	305		305		305	
		H30 年度		H31 年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		285	288	278	286		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	120	476	120	476		
	確認を受けない幼稚園	305		305			

児玉地域		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		98	330	90	321	87	306
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所	0	424	90	362	105	355
	確認を受けない幼稚園	160		0		0	
		H30 年度		H31 年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		83	292	80	279		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所	105	355	105	355		
	確認を受けない幼稚園	0		0			

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の

内容及び実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた次の13事業であり、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 利用者支援事業 | ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 妊婦健康診査事業 | ④ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⑥ 子育て短期支援事業 |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ⑨ 放課後児童健全育成事業 | ⑩ 延長保育事業 |
| ⑪ 病児・病後児を保育する事業 | |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、子育て家庭等を支援する事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みとその見込み数に見合う利用定員や提供体制を確保方策として次のように計画しています。

① 利用者支援事業【新規】

子どもや保護者に対して、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

内容の詳細については検討中ですが、本市における子育て家庭の保護者がどのような支援を求めるか見極めたうえで、支援員を配置するなど、より多くの人々が有効活用できる支援事業を実施していきます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (実施希望箇所数)	1	1	1	2	2
確保方策 (実施箇所数)	1	1	1	2	2

② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

■現状

子育て支援センターやつどいの広場など、市内8箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況 単位：箇所、人日

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数	8	8	8
延べ利用親子数	33,333	33,026	32,446

■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センターやつどいの広場で実施し、事業量の確保に努めます。平成27年度から児玉地域において子育て支援センターが新たに1箇所設置となります。

アンケート調査の対象家庭	0～2 歳児がいる家庭
--------------	-------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日、箇所

本庄地域（高崎線以北）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み （延べ利用親子数）	15,744	14,412	13,920	13,632	13,428
確保方策（実施施設数）	2	2	2	2	2

本庄地域（高崎線以南）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み （延べ利用親子数）	16,536	16,344	15,828	15,372	14,916
確保方策（実施施設数）	3	3	3	3	3

児玉地域	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み （延べ利用親子数）	19,968	19,008	18,300	17,520	16,572
確保方策（実施施設数）	4	4	4	4	4

※上記のほか、幼稚園において本庄地域（高崎線以北）で定員160人、本庄地域（高崎線以南）で定員175人、児玉地域で定員30人による子育て支援事業を実施

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の一環として、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。

■現状

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等において、妊婦健康診査を実施しています。母子健康手帳申請時に、14回の各種検査が受けられるよう受診券・助成券を交付しています。

●妊婦健康診査事業の実施状況

単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
母子健康手帳交付数	587	613	559
受診券・助成券延べ利用者数	6,800	6,978	6,806

■量の見込みと確保方策

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込み

単位：人

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	母子健康手帳交付数	560	570	570	570	570
	受診券・助成券延べ利用者数	7,000 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,239 (12.7回/1人)	7,239 (12.7回/1人)

●確保方策

単位：人

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
確保方策					
実施体制	個別健診				
実施場所	産科医院等（契約医療機関）				
実施時期 及び検査項目	① 妊 娠 8 週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、風疹ウイルス抗体検査、B型肝炎抗体検査、C型肝炎抗体検査、HIV 検査			
	② 妊 娠 12 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	③ 妊 娠 16 週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査			
	④ 妊 娠 20 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑤ 妊 娠 24 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑥ 妊 娠 26 週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査			
	⑦ 妊 娠 28 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑧ 妊 娠 30 週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌検査			
	⑨ 妊 娠 32 頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑩ 妊 娠 34 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑪ 妊 娠 36 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑫ 妊 娠 37 週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、血液検査（血算）			
	⑬ 妊 娠 38 週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑭ 妊 娠 39 週頃	基本的な妊婦健康診査			

妊娠 30 週頃までに実施 HTLV-1 抗体検査

妊娠 30 週頃までに実施 性器クラミジア検査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等のご案内を行う事業です。

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
訪問乳児数	—	419	469

■量の見込みと確保方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、保健師、助産師により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（訪問乳児数）	520	515	510	495	485
確保方策					
実施体制	3人（保健師：専従換算1人、助産師：2人）				
実施機関	健康推進課				

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や関係機関からの連絡等により把握した、養育支援が必要な家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を保健師等が訪問により実施していきます。

■現状

養育のための支援が必要な児童、保護者及び妊婦に対し、市の健康推進課の保健師、助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
被訪問実人数	—	155	148
延べ被訪問人数	—	196	263

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去実績と同等の事業量を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等により必要な事業量の確保に努めます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (被訪問実人数)	150	155	160	160	160
確保方策					
実施体制	1人(保健師：専従換算1人)				
実施機関	健康推進課				

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により一時的に家庭においてお子さんの養育が困難となった場合等に、市と契約した乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

■現状

市と委託契約した児童養護施設や乳児院5箇所において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。

●子育て短期支援事業の実施状況

単位：箇所、人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数	5	5	5
実利用者数	1	3	7
延べ利用者数	2	21	26

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が過剰に算出されていると判断される（※子どもを預けるのに困難であったことがあると回答したすべての家庭のニーズに含める方法を用いたため）ことから、利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き5箇所の児童養護施設や乳児院で事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、認知度が低い事業のため、事業の周知方法を工夫したうえで、周知に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0～5 歳児がいる家庭
--------------	-------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日、箇所

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み （利用希望者数）	32	31	30	29	28
確保方策					
委託施設数	5	5	5	5	5
利用可能人数	48	48	48	48	48

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。

■現状

本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会へファミリー・サポート・センター事業を委託しています。依頼会員（援助を受けたい人）、援助会員（援助ができる人）、両方会員（援助を受け、また、援助ができる人）に会員登録していただき、事業を実施しています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況 単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
依頼会員登録者数	158	174	185
援助会員登録者数	89	92	98
両方会員登録者数	13	14	18
延べ利用者数	688	1,106	1,316

■量の見込みと確保方策

引き続き、委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。また、事業の認知度が高いにもかかわらず利用実績が低いことから、利用条件など利用者の利便性の向上に努めます。

アンケート調査の対象家庭	6歳～11歳児がいる家庭
--------------	--------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (利用希望者数)	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600
確保方策 (延べ援助者数)	1,819	1,966	2,125	2,297	2,483

⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

降園時間後も、保護者の都合でお子さんを預ける必要のある方、または、お友だちと遊び足りないお子さんのために、お子さんをお預かりする事業です。

アンケート調査の対象家庭	3歳～5歳児がいる家庭
--------------	-------------

■現状

市内の幼稚園8か所において、預かり保育を実施しています。

●幼稚園における預かり保育の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
利用延べ児童数	29,086	30,359	29,761

●量の見込みと確保方策 単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭による利用	2,309	2,281	2,236	2,217	2,030
	共働き家庭等 による利用	9,813	9,695	9,507	9,421	8,632
	合計	12,122	11,976	11,743	11,638	10,662
確保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型)	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920

本庄地域 (高崎線以南)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭による利用	4,622	4,267	4,184	3,975	3,931
	共働き家庭等 による利用	10,357	9,563	9,376	8,910	8,809
	合計	14,979	13,830	13,560	12,885	12,740
確保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型)	12,772	12,772	12,772	12,772	12,772

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭による利用	115	115	115	115	115
	共働き家庭等による利用	2,899	2,899	2,899	2,899	2,899
	合計	3,014	3,014	3,014	3,014	3,014
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）	4,592	3,444	3,444	3,444	3,444

⑧-2 一時預かり事業②（在園児以外を対象とする一時預かり）

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

■現状

市内の保育所（園）8か所において、一時預かり事業を実施しています。

●一時預かり事業（在園児以外を対象）実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	7	7	8
利用延べ児童数	2,169	1,912	2,852

■量の見込みと確保方策

引き続き、継続実施し、利用機会の拡充を図るため広報啓発に努めます。事業の利用者数が年々増加していることから、ファミリー・サポート・センター事業とあわせて事業量の確保に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0歳～5歳児がいる家庭
--------------	-------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		2,790	2,575	2,493	2,443	2,389
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	ファミリー・サポート・ センター事業	126	126	126	126	126
	合計	2,526	2,526	2,526	2,526	2,526

本庄地域 (高崎線以南)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		4,715	4,643	4,498	4,366	4,237
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	ファミリー・サポート・ センター事業	178	178	178	178	178
	合計	6,418	6,418	6,418	6,418	6,418

児玉地域		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
	ファミリー・サポート・ センター事業	40	40	40	40	40
	合計	9,640	9,640	9,640	9,640	9,640

※一時預かり事業（在園児対象型を除く）の確保方策の数値は、事業実施園の定員合計数に開園日数を乗じて算出。

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■現状

本市では、市内計19か所において、小学校に入学しているおおむね10歳未満の児童で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

単位：箇所、人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
設置数	16	18	19
入室児童数			
小学1～3年	548	558	571
小学4～6年	117	143	164

■量の見込みと確保方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区を基本とした12の区域ごとに必要な事業量を見込むこととしました。

市内19か所のクラブにおいては引き続き事業を実施し、平成27年度から新たに2箇所設置となります。ニーズ量の推移を見ながら必要に応じて定員の拡大を図ることで、事業量を確保します。

アンケート調査の対象家庭	6歳～11歳児がいる家庭
--------------	--------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
本庄東小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	78	76	75	72	71
確保方策（定員数）	80	80	80	80	80
本庄西小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	69	69	69	69	69
確保方策（定員数）	69	69	69	69	69
藤田小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	40	40	40	38	33
確保方策（定員数）	25	25	40	40	40

仁手小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	47	43	47	57	53
	確保方策（定員数）	47	47	47	60	60
旭小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	127	125	111	101	91
	確保方策（定員数）	104	104	104	104	104
北泉小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	69	73	78	84	88
	確保方策（定員数）	100	100	100	100	100
本庄南小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	52	51	54	57	57
	確保方策（定員数）	71	71	71	71	71
中央小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	85	86	89	90	87
	確保方策（定員数）	97	97	97	97	97
児玉小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	104	102	103	108	107
	確保方策（定員数）	119	119	119	119	119
金屋小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	60	58	56	52	51
	確保方策（定員数）	47	47	55	55	55
秋平小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	44	44	38	42	48
	確保方策（定員数）	48	48	48	48	48
共和小学校区						
	量の見込み（利用希望者数）	49	49	49	46	46
	確保方策（定員数）	56	56	56	56	56

※上記のほか、幼稚園において本庄東小学校区で定員25人、本庄西小学校区で定員20人、北泉小学校区で定員15人による学童保育事業を実施

⑩ 延長保育事業

通常の保育時間の前又は後に保育園が在園児をお預かりする事業です。

■現状

本市では、17か所の保育園において、通常保育時間の前後の時間について、延長保育事業を実施しています。

●延長保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数	17	17	17
利用実人数	未集計	832	580
延べ利用人数	50,876	36,595	36,496

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続き市内17箇所の保育園における延長保育事業の実施を推進し、事業量の確保に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0歳～5歳がいる家庭
--------------	------------

●量の見込み

単位：人

本庄地域（高崎線以北）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）	360	342	332	328	310
確保方策（定員数）	430	430	430	430	430

本庄地域（高崎線以南）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）	404	387	378	361	356
確保方策（定員数）	725	725	725	725	725

児玉地域	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）	89	86	82	79	75
確保方策（定員数）	415	415	415	415	415

※上記のほか、幼稚園において本庄地域（高崎線以北）で定員420人、本庄地域（高崎線以南）で定員305人、児玉地域で定員80人による長時間預かり保育事業を実施

⑪ 病児・病後児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病中または病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

■現状

本市では、病児・病後児保育事業について計2箇所の施設で実施しています。

●病児・病後児保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数	2	2	2
利用延べ人数	78	165	129

■量の見込みと確保方策

当面は、引き続き現状の施設において病児・病後児等保育事業を実施します。

アンケート調査の対象家庭	0 歳～5 歳児がいる家庭
--------------	---------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）	922	888	854	820	820
確保方策（定員数）					
病児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病後児	700	700	700	700	700
体調不良児	600	600	600	600	600

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保方策

国が示す具体的内容を踏まえて、実施時期・実施内容等を決定します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■確保方策

利用者ニーズに対して供給量の不足が生じるなど、特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要であると認められた場合に実施時期・実施方法等について検討します。

3 基本方針に基づく取り組み

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査の結果等からうかがえる住民ニーズをもとに、5つの基本方針ごとに事業を展開してまいります。

(1) 地域における子育ての支援

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・通常保育とは異なる一時的な保育、急な保育への対応
- ・登園や降園時の送迎サービス
- ・事業についての情報提供や相談等の場の充実

【現状と取り組みの方向性】

すでに実施している事業で対応可能と思われるものもありますが、認知度が低いために利用率が低い事業があります。事業のPRとともに、利用者の利便性向上につながる実施方法について検討する必要があります。

また、登園や降園時の送迎を行う「送迎保育ステーション事業」を実施している自治体があります。他自治体の状況を参考にしながら本市での実施について研究を進めます。

さらに、子育てコンシェルジュ等の支援員を配置するなど、事業についての情報提供や助言を行う「利用者支援事業」を実施します。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実

■ 保育サービスの充実

事業名等	取組事業内容	担当課
通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。	子育て支援課
休日保育事業	休日(日曜・祝日)の保育体制(公立・私立)を検討していきます。	子育て支援課
障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受入保育園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課

私立幼稚園預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりと保護者のニーズに対応できるように努めています。	子育て支援課
特定保育事業	保護者の就労形態が短時間、週に数日等で決まった日時のみ保育を必要とする児童を対象に保育を行っています。	子育て支援課
病後児保育事業	病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
ショートステイ事業	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	子育て支援課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業を図ります。	子育て支援課
保育所施設整備助成事業	園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	子育て支援課
私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配布する応援ショップ事業を、県と協同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困った時に気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクを作るお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。	子育て支援課

■相談・情報提供の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
利用者支援事業	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課

私立幼稚園子育て支援事業	子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。	子育て支援課
つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て支援課
子育て総合支援窓口における情報提供事業	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。	子育て支援課
子育て情報誌提供事業	子育て情報を集約した「子育てガイド」を、妊娠届等の際に配布するとともに、各関連施設に配置し、また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
市長への手紙事業	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書広報課
すくすくメール配信事業	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

■経済的支援の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。	子育て支援課
子ども医療費支給事業	0歳から中学校終了前の児童のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	子育て支援課
未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。県からの権限移譲により平成25年4月から本庄市の事業として実施しています。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	子育て支援課
保育所就園支援事業	保護者の経済的負担軽減のため、国の基準額に対し保育料の軽減を継続していきます。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課

私立幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている保護者に対し、家庭の所得に応じて保育料等の減免により経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
子どもいっぱい家族応援事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園を利用している世帯を対象に、第3子以降の保育料を無償とします。	子育て支援課 学校教育課

②ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進

■仕事と生活の調和の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	ワーク・ライフ・バランスについて事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行っています。	商工課 子育て支援課
男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、共に協力し、社会のさまざまな分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	市民活動推進課
労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動に共に参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工課
男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員に対する啓発を図ります。	商工課
事業所内のワーク・ライフ・バランスの周知・啓発事業	事業所における次世代育成支援行動計画策定の啓発を行っています。	商工課
ハローワークの求人情報提供事業	ハローワーク本庄で発行している求人情報を庁舎・支所等に配置し、就業希望する市民に対して情報提供を行います。	商工課
内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工課
労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工課
資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工課

③子育て支援のネットワークの充実

■地域の子育て支援のネットワークづくり

事業名等	取組事業内容	担当課
子育てサークル等への活動支援事業	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
子育て支援ネットワーク推進事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関や地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課
主任児童委員定例会議	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	社会福祉課

本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。	社会福祉課
-----------------	--	-------

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・障害がある児童への支援

【現状と取り組みの方向性】

虐待を発見した際の迅速な対応に努めるとともに、被虐待児の保護者の支援にあたる職員の専門的知識・技術の向上を図ります。

また、母親家庭の母親や父子家庭の父親の就業促進につながる自立支援給付金等支給事業のいっそうの推進を図るなど、ひとり親家庭への支援に努めます。

発達に障害がある児童の支援については、児童発達支援の事業所は市内にないため、近隣の事業所を利用いただいています。放課後等デイサービスの事業所は市内に2箇所設置されていますが、受け入れ枠拡大のため、事業所の設置促進を図ります。

子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んでいきます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①児童虐待防止対策の充実

■児童虐待防止対策の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業(再掲)	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課
ショートステイ事業(再掲)	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課

地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
つどいの広場事業（再掲）	乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
すくすくメール配信事業（再掲）	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

②ひとり親家庭等の支援体制の充実

■ひとり親家庭の支援体制の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
母子生活支援施設への入所支援事業	様々な事情や、最近多くみられる、家庭内暴力等により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子を支援施設へ入所・保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金支給制度	中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課
特定者用ＪＲ定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者（含同一世帯員）がＪＲ定期乗車券割引制度を利用する際の申請受付及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業（再掲）	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

③障害児施策の充実

■障害児施策の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のある子どもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、子どもの発達を促すための支援をしていきます。	健康推進課
早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のある子どもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、子どもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	健康推進課
障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	障害がある児童または障害の可能性がある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて障害福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが連携しつつ総合的に相談して、児童と保護者を支援していきます。	子育て支援課 健康推進課 障害福祉課
障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるような内容の周知を図り、身体障害者手帳または療育手帳の取得を支援していきます。	障害福祉課
障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担の軽減のため、次の手当を支給します。 ①障害児福祉手当（常時介護が必要な重度障害がある児童） ②在宅重度心身障害者手当（障害児福祉手当が支給外の重度障害がある児童＝身体障害者手帳1～2級、療育手帳A・Aの所持者）	障害福祉課
補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童に、必要な補装具及び日常生活用具を支給し、障害の更生と日常生活の自立を図っていきます。	障害福祉課
重度心身障害者医療費支給事業	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を医療費として支給していきます。（対象者＝身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・A・Bを所持する児童）	障害福祉課
障害児通所支援給付事業	障害がある児童または発達に問題があると思われる児童に、必要な訓練を提供する障害児通所支援の利用を推進して、障害の更生、発達の援助を図ります。	障害福祉課
在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。	障害福祉課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

④子どもの貧困対策の推進

■子どもの貧困対策の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
(仮称) 貧困対策推進事業	貧困対策を推進するうえで、子どもの貧困対策について検討・調整し実施を図ります。	社会福祉課
実費徴収に係る補足給付を行う事業(再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金支給制度(再掲)	中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業(再掲)	ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業(再掲)	母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業(再掲)	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度(再掲)	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・ 母親や乳児の健康の確保
- ・ 妊娠や出産に関する不安の解消
- ・ 夜間診療及び小児医療体制の充実

【現状と取り組みの方向性】

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のため、利用者支援事業を実施するほか、子どもや母親の健康のため健診事業や相談事業のさらなる充実に努めます。また、経済面や出産休暇後の職場復帰の不安、出産・育児期の不安などが出産をためらう要因であると考えられるため、育児にかかる経済的負担を和らげる方策や効果的な情報発信により妊産婦や子育て中の方の負担・不安の解消を図ります。

医療体制の充実については、平日夜間の診療拡充に向けた検討を進めていきます。平日夜間と休日昼夜の小児二次救急患者の受け入れは、行田総合病院と深谷赤十字病院、公立藤岡総合病院の3

病院が対応しています。また、保護者等に対する救急時の対応方法やかかりつけ医を持つことの意義等に関する周知を図っていきます。

さらに、子どもの食生活の乱れの改善や思春期における心身の健やかな成長のため、食育の推進や思春期保健対策に取り組めます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①子どもや母親の健康の確保

■子どもや母親の健康の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査や HIV 検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査の実施を進めていきます。	健康推進課
乳幼児健康診査	「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を持つ親への支援として実施します。受診後のフォロー体制を整備していきます。	健康推進課
乳幼児健康相談事業	「10か月児健康相談」、「2歳児健康相談」、「すくすく相談」、「電話相談」保健師・看護師・栄養士による個別相談や母子関係形成に向けての集団指導を実施します。	健康推進課
乳幼児歯科健康診査・ 歯科健康相談事業	「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康相談」、「3歳児健康診査」の際、同時に実施します。乳幼児の歯科健診やブラッシング指導を個別、または集団指導の形で行い健康の維持増進を図ります。また、フッ素塗布の実施を検討していきます。	健康推進課
未熟児・新生児・乳幼児・ 妊産婦訪問事業	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行います（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課
養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。	健康推進課
両親学級「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心して出産にのぞめるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	健康推進課
育児学級「コアラクラス」	身体的にも精神的にも成長発達が著しい6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、からだやことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行っていきます。	健康推進課
利用者支援事業(再掲)	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課

すくすくメール配信事業（再掲）	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課
-----------------	---	--------

②「食育」の推進

■「食育」の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	子育て支援課
学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。	学校教育課

③思春期保健対策の充実

■思春期保健指導の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課

④医療支援の充実

■小児医療の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。	健康推進課
在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。	健康推進課
第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町の各圏域が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児救急医療後方支援事業	小児二次救急診療業務の空白日対応について、深谷市と児玉郡市で協定を結び深谷赤十字病院及び熊谷総合病院で実施していきます。	健康推進課
小児初期救急運営事業	平日夜間の初期救急の確保や、二次救急維持の観点から、本庄総合病院と協定を結び、小児初期救急の場として火曜日の夜間診療を行います。	健康推進課

(4) 豊かな心を育む教育環境の整備

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・子どもの教育環境の整備

【現状と取り組みの方向性】

様々な活動を通して人とのかかわりを持つことや、自然に触れる機会を設けるなど、体験学習を実施するほか、親の学習を推進することで保護者や家庭の教育力の向上を図り、子どもの豊かな心を育む教育環境を整えます。

また、子どもの健康に関する取り組みとして、子どものみならず保護者に対しても食育の推進を図ります。

さらに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な整備を検討するなど、放課後の児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりに努めます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①親の学習推進

■親の力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課

②児童の健全育成

■児童の健全育成

事業名等	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。また、(仮称)児玉児童センターは児玉地域の新たな子育て支援の地域拠点としての機能を果たしていきます。	子育て支援課

本庄市国際交流協会への補助事業	子供や子育て世代を含む日本人と外国人との交流を深めるため、親子で参加できる「バーベキューパーティー」「多国籍料理教室」「交流バスツアー」「クリスマスパーティー」「日本語教室」等、各種事業を実施している国際交流協会協会を支援しています。	秘書広報課
おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。また、夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課

③子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備

■確かな学力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
教育機器整備事業	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
ＩＴ教育推進事業	教職員研修を実施し実践的なＩＣＴ活用指導力の向上を図り、あらゆる教科でのＩＣＴ活用を推進します。	学校教育課
学習サポート事業	すべての学年が複数クラスで構成される小学校に学習補助教員を配置し、担任と協力し、授業のサポートを行います。	学校教育課

■豊かな心の育成

事業名等	取組事業内容	担当課
総合的な学習時間の支援事業	本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会との連携をはかりながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の分野において、小・中学校への支援を行なっています。	学校教育課
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	学校教育課
地域ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚染の原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課

青少年平和学習事業	今後の社会を担う中学生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことにより、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てることを目的として、市内の公立4中学校の2年生を対象とした青少年平和学習を実施しています。	秘書広報課
中学生まちづくり議会	未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。	秘書広報課
ふれあい教室	ふれあい教室では、不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をし、社会性を身に付けさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。	学校教育課

■健やかな体の育成

事業名等	取組事業内容	担当課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課
就学時健康診断事業	小学校新一年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
保育所における「食育」推進事業（再掲）	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	子育て支援課
学校教育における「食育」推進事業（再掲）	学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。	学校教育課

■信頼される学校づくり

事業名等	取組事業内容	担当課
学校評議員制度	学校・家庭・地域が連携し開かれた学校を目指し、学校評議員を設置しています。学校は、保護者や地域住民、その他関係者の理解を深めるとともに連携及び協力の推進を依頼しています。	学校教育課

④家庭や地域の教育力の向上

■家庭教育への支援の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
子育て支援講座	子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらったり、仲間づくり等により子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て支援課
本庄市立小学校PTA家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、主にPTA会員を対象として各種の講座を開催するPTA家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課

本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
ブックスタート事業	保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配布により家庭における幼児の健全育成を図ります。	図書館

■地域の教育力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーション教室	市民が求めるスポーツを行なう場所と機会を提供するため、本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市スポーツ推進員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	体育課
スポーツ少年団育成事業	少年たちの自由時間活動を、スポーツを中心とした活動で青少年期における人間形成を主眼とし、健康なからだところを育てることを目的とするスポーツ少年団の育成を図ります。	体育課
老人クラブ活動育成事業	市民のだれもが老後を健康でいきいき暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを図り、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。	介護いきがい課
市民総合大学推進事業	市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。	生涯学習課

（５）子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・子どもに対する犯罪や事故の撲滅
- ・子育てしやすいまちの環境面での充実
- ・公園等、子どもの安全な遊び場の確保

【現状と取り組みの方向性】

中学生の自転車人身事故の増加から、市内4中学校を対象にスタントマンによる交通事故を実演により、危険性を疑似体験してもらうことで、交通ルール遵守の意識を高めるための交通安全教室に新たに取り組んでいます。

また、道路、公園の整備等、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりを行うほか、学校、警察、保護者、地域住民とともに子どもたちを犯罪の被害から守っていく体制を強化していきます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①良質な住宅及び良好な居住環境の確保

■良質な住宅の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
市営住宅運営事業	良質で低廉な市営住宅の供給を行います。	営繕住宅課

■良好な居住環境の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止します。	建築開発課
本庄市都市計画マスタープラン推進事業	「持続可能な都市」を目指して、子育て家庭をはじめ全ての市民が安全、安心、快適に住み続けられる住宅地の形成を図ります。	都市計画課
公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
公園・緑地維持管理事業	安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。	都市計画課
バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	建設課 施設管理担当課

②子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進

■交通安全教育の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
交通指導員配置事業	主に児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。	危機管理課
交通安全教室	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。	危機管理課
交通安全推進団体への交付金の交付事業	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
チャイルドシート装着・普及促進事業	チャイルドシートの重要性を呼びかけ装着の促進を図るため、街頭での啓発活動等を実施します。	危機管理課
中学生スケアードストリート※1交通安全教室	中学生による自転車人身事故の増加から、市内の4中学校を対象に自転車安全利用を目的として、スタントマンによる交通事故の再現・実感することで、危険行為を未然に防ぎ交通ルール遵守を目的に、2か年で順次実施する。	危機管理課

※1 スケアードストリート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

■安全な交通環境づくり

事業名等	取組事業内容	担当課
バリアフリー推進事業 (再掲)	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	建設課 施設管理担当課
放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課
交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民から寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察へ要望します。	危機管理課
道路改良事業	狭あい道路や生活道路について、年次計画を立てて用地買収を行い、側溝等を整備し拡幅工事を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
道路舗装事業	幹線道路の安全性を確保することや生活道路の舗装を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
側溝改良事業	雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりを図ります。	建設課

③子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

■子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成しており、これらのマニュアルをもとに研修を行ない、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
防犯活動推進事業	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守ります。	危機管理課
市民による防犯活動支援事業	子どもをはじめ市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	危機管理課
防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
CAP事業	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育所(園)などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課

第5章

/////////
計画の推進に向けて

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

計画の推進については、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・市が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報ほんじょう、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

2 役割分担と連携強化

(1) 市の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと本計画の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

（３）地域との連携

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援など、支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体が連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が孤立することがないように、地域による子育て家庭の支援が重要です。

（４）職場との連携

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等が求められます。

（５）関係機関との連携

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるようにします。

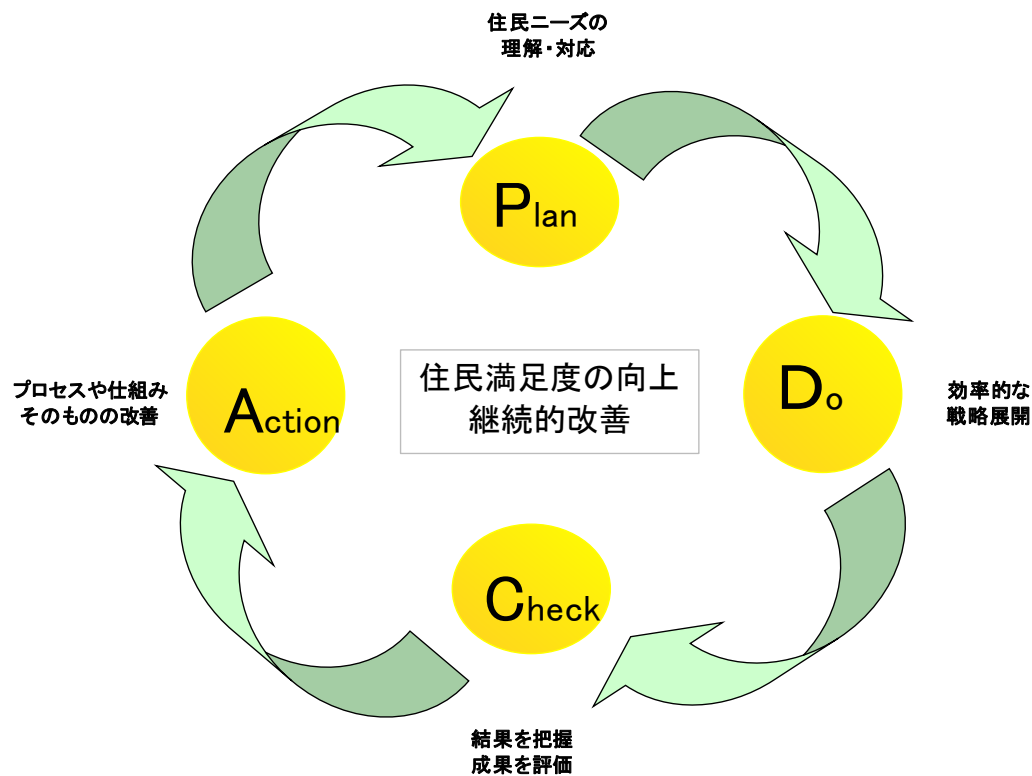
3 計画の進捗・管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

さらに「計画⇒実施⇒検証・評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」を住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

【点検・評価の手順】



参 考 資 料

1 策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議

○本庄市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことが

できる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役職	団体名等	氏名
委員長	本庄市教育委員会	落合 崇志
副委員長	本庄市更生保護女性会	日向 理
委員	本庄市PTA連合会	谷田 裕之
委員	保育園保護者会	内野 奈保
委員	幼稚園保護者会	高橋 康代
委員	子育て応援団 本庄びすけっと	宮塚 智子
委員	NPO法人 本庄子育てネット	中原 貞子
委員	本庄市私立保育園園長会	間庭 誠一
委員	本庄市私立幼稚園協会	岩田 龍司
委員	本庄市学童クラブ	澁谷 とも江
委員	本庄市小中学校長会	福島 慎治 (平成26年3月31日まで) 山川 辰雄 (平成26年4月1日から)
委員	本庄市児玉郡医師会	富沢 峰雄
委員	本庄児玉郡市地域協議会	間 伸 智久 (平成27年1月31日まで) 相川 洋二 (平成27年2月1日から)
委員	一般公募	八本 裕子
委員	一般公募	上野 昌美
委員	埼玉県熊谷児童相談所	加藤 寛
委員	本庄市民生児童委員協議会	田邊 晶子

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会

○本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

平成25年9月2日

訓令第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の原案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉部長を、副委員長は福祉部子育て支援課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる所属部署から選出された者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	所属部署
委員	企画財政部秘書広報課 企画財政部企画課 企画財政部財政課 市民生活部市民活動推進課 市民生活部危機管理課 福祉部社会福祉課 福祉部障害福祉課 保健部健康推進課 保健部介護いきがい課 経済環境部環境推進課 経済環境部商工課 都市整備部建設課 都市整備部都市計画課 都市整備部建築開発課 都市整備部営繕住宅課 都市整備部拠点整備推進課 教育委員会学校教育課 教育委員会生涯学習課 教育委員会体育課 教育委員会図書館

本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員名簿

所 属 部 署	職 名	委 員 名
福 祉 部	部 長	委員長 駒 沢 三 郎
福祉部子育て支援課	課 長	副委員長 中 山 秀 明
企画財政部秘書広報課	主 事	委 員 金 井 瑞 枝 (平成26年10月13日まで)
	課長補佐	委 員 境 野 淳 (平成26年10月14日から)
企画財政部企画課	主 任	委 員 今 井 陽 美
企画財政部財政課	主 任	委 員 飯 塚 龍太郎
市民生活部市民活動推進課	課長補佐	委 員 赤 尾 直 行
市民生活部危機管理課	主 事	委 員 松 本 潔
福祉部社会福祉課	主 査	委 員 中 村 千 澄
福祉部障害福祉課	主 査	委 員 田 畑 知香子 (平成26年3月31日まで)
	主 査	委 員 津久井 美 保 (平成26年4月1日から)
保健部健康推進課	課長補佐	委 員 茂 木 正 男
保健部介護いきがい課	主 査	委 員 田 島 光 世
経済環境部環境推進課	係 長	委 員 田 沼 正 樹
経済環境部商工課	主 事	委 員 矢 島 俊 郎
都市整備部建設課	主 査	委 員 今 井 勉
都市整備部都市計画課	主 任	委 員 塩 谷 威 弘
都市整備部建築開発課	主 任	委 員 倉 林 裕
都市整備部営繕住宅課	主 事	委 員 利根川 拓 哉
都市整備部拠点整備推進課	主 事	委 員 小 暮 将 光
教育委員会学校教育課	課長補佐	委 員 斉 藤 みゆき
教育委員会生涯学習課	主 査	委 員 神 岡 健 児 (平成26年3月31日まで)
	主 査	委 員 園 木 健 造 (平成26年4月1日から)
教育委員会体育課	課長補佐	委 員 根 岸 誠
教育委員会図書館	課長補佐	委 員 岡 田 雅 子

2 策定経過

月 日	内 容
平成25年 9月27日（金）	第1回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の運営について （2）子ども・子育て支援新制度の概要 （3）本庄市の子育て支援の現状について （4）ニーズ調査（案）について
10月23日（水）	第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 （1）子ども・子育て支援新制度について （2）ニーズ調査について報告 （3）次世代育成支援行動計画進捗状況調査について依頼
11月29日（金）	第2回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の運営について （2）次世代育成支援行動計画（後期）実施状況（平成24年度）について （3）ニーズ調査結果概要について （4）区域割りについて
平成26年 1月 9日（水）	第2回本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 （1）次世代育成支援行動計画（後期）実施状況（平成24年度）報告 （2）ニーズ調査集計結果の傾向について （3）区域割りについて
1月31日（金）	第3回本庄市子ども・子育て会議 （1）区域割について （2）ニーズ調査集計結果の傾向について （3）地域型保育事業認可基準について （4）確認制度について （5）放課後児童クラブの運営基準について （6）利用者支援事業の実施要綱案について
3月14日（金）	第4回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の進捗状況について （2）サービス提供量の見込みについて （3）保育の必要性の認定について （4）地域型保育事業認可基準について （5）確認制度について （6）放課後児童クラブの運営基準について （7）本庄市の子育て支援の利用者支援事業形態（案）について

	(8) 本庄市の子育て支援における意見
5月16日(金)	第5回本庄市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度なるほどBOOKについて (2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画構成案について (3) 区域ごとのニーズ結果のまとめについて (4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)の概要について (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)の概要について (6) 教育・保育給付の支給認定に関する基準(支給認定基準)(案)の概要について
6月20日(金)	第6回本庄市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書及びその傾向について (2) 幼児期の教育・保育提供に関する量の見込みと確保方策(案)について (3) 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計について
8月1日(金)	第7回本庄市子ども・子育て会議 (1) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」に対する意見について (2) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策(案)について (3) 保育所入所選考基準表について (4) 保育の必要性の基準について
8月29日(金)	第8回本庄市子ども・子育て会議 (1) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策(案)について (2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画案(たたき台)について
9月26日(金)	第9回本庄市子ども・子育て会議 (1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画(案)について
10月28日(火)	第10回本庄市子ども・子育て会議 (1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画(案)について

3 関係法令

○子ども・子育て支援法（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備

し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供

体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第二章 行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民

の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

本庄市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集 本庄市福祉部子育て支援課
〒367-8501 本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
☎ 0495-25-1130(直通)
Fax 0495-25-1145
URL <http://www.city.honjo.lg.jp/>



本庄市マスコット

はにぽん